

# 官報 号外

平成十五年五月十六日

## ○第百五十六回 参議院会議録第一二二号(その一)

平成十五年五月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成十五年五月十六日

午前十時開議

第一 独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出)

第二 独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出)

第三 食品安全基本法案(内閣提出、衆議院交付)

第四 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

第五 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

第六 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

第七 特定都市河川浸水被害対策法案(内閣提出)

第八 密集中地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

議長の指名した委員は左のとおり

阿部 正俊君 愛知 治郎君

荒井 正吾君 泉 信也君

加治屋義人君 木村 仁君

北岡 秀二君 国井 正幸君

近藤 剛君 椎名 一保君

田村耕太郎君 武見 敬三君

谷川 秀善君 月原 茂皓君

中川 義雄君 福島啓史郎君

舛添 要君 松山 政司君

山崎 正昭君 山下 善彦君

山本 一太君 吉田 博美君

池口 修次君 岩本 幸子君

岡崎トミ子君 川橋 効君

佐藤 雄平君 斎藤 正昭君

櫻葉賀津也君 松井 清彦君

広中和歌子君 若林 秀樹君

山口那津男君 山本 香苗君

山本 保君 池田 幹幸君

岩佐 恵美君 小泉 親司君

吉岡 吉典君 田名部匡省君

田村 秀昭君 平野 達男君

英夫君 長大野つや子君

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、欠員となりました。

裁判官訴追委員予備員一名の選挙を行います。

つきましては、裁判官訴追委員予備員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することとし、また、予備員の職務を行う順序は、これ

を議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(倉田寛之君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴追委員予備員に堀利和君を指名いたします。

なお、同君の職務を行う順序は、第三順位となります。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 独立行政法人日程第二 独立行政法人海洋研究開発機構法案(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長大野つや子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構法案は、

日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構を設立するとともに、奨学事業及び留学生交流推進事業を同機構に行わせる等の措置を講じようとするものであります。

次に、独立行政法人海洋研究開発機構法案は、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人海洋研究開発機構における船舶の運用等の業務の概要、新たな奨学金の返還免除制度の内容、高校奨学金の地方移管後の財源措置、保証機関が行う事業の概要、留学生に対する支援施策の一層の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畠野委員より両法律案に対しても反対の意見が述べられ、続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

百九十五

二十九

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

にするとともに、食品の安全性の確保に関する施策の策定に係る基本的な方針を定め、かつ、内閣府に食品安全委員会を設置しようとするものであります。

なお、衆議院におきましては、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改めるとともに、附則に検討条項を加える修正が行われております。

委員会におきましては、谷垣国務大臣等に対して質疑を行い、また、四名の参考人から意見を聴取したほか、厚生労働、農林水産の両委員会との連合審査会を行い、坂口厚生労働大臣、亀井農林水産大臣等に対しても質疑を行なうなど、慎重な審議を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、リスク評価とリスク管理の分離の在り方と食品安全委員会の独立性の確保、食品安全における消費者の役割、研究者の育成と海外の学識経験者の活用、いわゆる食育の重要性、食品安全委員会と他の機関との連携や情報収集体制、海洋の汚染と水産物の安全性、添加物や残留農薬の基準設定の在り方等であります。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十一

二百二十一

二

○議長(倉田寛之君) よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 食品安全基本法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小川敏夫君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○小川敏夫君 大だいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食品安全の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品安全の確保に関連する施設の整備、基本理念を定め、国、地方公共団体及び食品安全委員会の責務並びに消費者の役割を明らかにすることを目的とするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。

〔田浦直君登壇、拍手〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第六 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

〔内閣提出、衆議院送付〕

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○田浦直君 大だいま議題となりました三法律案





官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日

参議院会議録第一二三号(その一) 議長の報告事項

神本 美恵子君	田浦 直君	小池 晃君	農林水産委員
山本 一太君	小川 敏夫君	富樫 練三君	辞任
郡司 彰君	吉川 春子君	吉川 正行君	補欠
福山 哲郎君	角田 義一君	岩佐 恵美君	市田 忠義君
佐藤 道夫君	千葉 景子君	吉岡 吉典君	辯
伊藤 基隆君	佐藤 泰介君	吉岡 トミ子君	富樫 修一君
平田 健一君	筆坂 秀世君	市田 忠義君	練三君
谷林 正昭君	遠山 敦子君	谷垣 稔君	加藤 富樫
柳田 稔君	平沼 越夫君	井上 哲士君	練三君
堀 利和君	千景君	岩本 親司君	辯
江本 孟紀君	市田 忠義君	福島 瑞穂君	辯
斎藤 十朗君	忠義君	大沢 若林	辯
広中和歌子君	市田 忠義君	内藤 美代君	辯
江田 五月君	北澤 俊美君	内藤 美代君	辯
輿石 東君	宮本 岳志君	内閣官房長官	辯
井上 哲士君	又市 征治君	國務大臣	辯
岩本 親司君	智子君	内閣官房長官	辯
福島 瑞穂君	英夫君	國務大臣	辯
池口 修次君	田 紙	内閣官房長官	辯
八田ひろ子君	山根 北澤	内閣官房長官	辯
大田 昌秀君	若林 岳志君	内閣官房長官	辯
内藤 美代君	山根 北澤	内閣官房長官	辯
木俣 佳丈君	田 紙	内閣官房長官	辯
辰美君	山根 北澤	内閣官房長官	辯
正光君	田 紙	内閣官房長官	辯
秀樹君	山根 北澤	内閣官房長官	辯
徳次君	田 紙	内閣官房長官	辯
高嶋 小川	吉岡 吉典君	内閣官房長官	辯
和田ひろ子君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
山本 孝史君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
大門 美紀史君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
藤井 俊男君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
渕上 貞雄君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
円 より子君	泉 信也君	内閣官房長官	辯
文教科学委員	外交防衛委員	総務委員	議長の報告事項
扇 辞任	扇 辞任	泉 信也君	一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
千景君	富樫 練三君	福山 哲郎君	内閣委員
泉 極欠	吉岡 吉典君	岡崎トミ子君	内閣委員
信也君	吉岡 吉典君	岡崎トミ子君	内閣委員
(閣条第七号)	外交防衛委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。
一一〇五号)	財政金融委員会に付託	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員 会に付託した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。
児童の権利に関する条約第四十三条の改正 (一千九百九十五年十二月十一日)に締約国会議 において採択されたもの)の受諾について承認 を求めるの件	児童の権利に関する条約第四十三条の改正 (一千九百九十五年十二月十一日)に締約国会議 において採択されたもの)の受諾について承認 を求めるの件	児童の権利に関する条約第四十三条の改正 (一千九百九十五年十二月十一日)に締約国会議 において採択されたもの)の受諾について承認 を求めるの件	児童の権利に関する条約第四十三条の改正 (一千九百九十五年十二月十一日)に締約国会議 において採択されたもの)の受諾について承認 を求めるの件
省関係法律の整備に関する法律案	省関係法律の整備に関する法律案	省関係法律の整備に関する法律案	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
公益法人に係る改革を推進するための厚生労働 省関係法律の整備に関する法律案	公益法人に係る改革を推進するための厚生労働 省関係法律の整備に関する法律案	公益法人に係る改革を推進するための厚生労働 省関係法律の整備に関する法律案	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

総務委員	筆坂 秀世君	池田 幹幸君	辞任	補欠
財政金融委員	扇 千景君	泉 信也君	辞任	補欠
文教科学委員	岡崎トミ子君	高嶋 良充君	辞任	補欠
経済産業委員	田村耕太郎君	片山虎之助君	辞任	理事 清水 達雄君
国土交通委員	池田 幹幸君	筆坂 秀世君	大門実紀史君	(尾辻秀久君の補欠)
環境委員	緒方 靖夫君	緒方 靖夫君	片山虎之助君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
予算委員	加藤 修一君	加藤 修一君	千景君	財政金融委員会
議院運営委員	愛知 治郎君	訓弘君	大門実紀史君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大仁田 厚君	大仁田 厚君	田村耕太郎君	刑法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)
個人情報の保護に関する特別委員	愛知 治郎君	補欠	片山虎之助君	過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことをあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第八号)
			千景君	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案(閣法第七九号)
				独立行政法人都市再生機構法案(閣法第四五号)
				安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(百五十四回国会閣法第八八号、衆議院継続審査)
				同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
				同日委員長から次の報告書が提出された。
				独立行政法人日本学生支援機構法案(閣法第九三号)審査報告書
				独立行政法人海洋研究開発機構法案(閣法第九四号)審査報告書

賛成者氏名	投票者氏名
日程第一 独立行政法人日本学生支援機構法案 (内閣提出)	日程第一 独立行政法人海洋研究開発機構法案 (内閣提出)
日程第二 独立行政法人海洋研究開発機構法案 (内閣提出)	日程第二 独立行政法人海洋研究開発機構法案 (内閣提出)
百五十四回国会閣法第八八号、衆議院継続審査)	百五十四回国会閣法第八八号、衆議院継続審査)
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第八九号、衆議院継続審査)	自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第八九号、衆議院継続審査)

狩野 安君	片山虎之助君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	河本 英典君	片山虎之助君
金田 勝年君	岸 宏一君	河本 英典君
木村 仁君	小林 温君	岸 宏一君
久世 公堯君	小泉 顯雄君	岸 宏一君
国井 正幸君	佐々木知子君	岸 宏一君
後藤 博子君	佐藤 泰三君	岸 宏一君
近藤 剛君	斎藤 滋宣君	岸 宏一君
佐藤 昭郎君	斎藤 十朗君	岸 宏一君
桜井 新君	山東 昭子君	岸 宏一君
清水嘉与子君	清水 達雄君	岸 宏一君
田中 直紀君	田浦 直君	岸 宏一君
鈴木 政二君	山東 昭子君	岸 宏一君
常田 享詳君	清水 達雄君	岸 宏一君
中川 義雄君	田浦 直君	岸 宏一君
中島 真人君	公平君	岸 宏一君
段本 幸男君	月原 茂皓君	岸 宏一君
武見 敬三君	竹山 裕君	岸 宏一君
田村耕太郎君	谷川 秀善君	岸 宏一君
入澤 泉君	西田 吉宏君	岸 宏一君
岩城 泉君	中原 爽君	岸 宏一君
岩永 浩美君	西田 浩太郎君	岸 宏一君
小野 清子君	野間 起君	岸 宏一君
大島 國臣君	橋本 聖子君	岸 宏一君
太田 豊秋君	野出 英輔君	岸 宏一君
岡田 広君	保坂 三蔵君	岸 宏一君
加藤 紀文君	舛添 要一君	岸 宏一君
加納 時男君	松田 岩夫君	岸 宏一君
扇 千景君	藤井 基之君	岸 宏一君
大仁田 厚君	林 芳正君	岸 宏一君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	南野知恵子君	岸 宏一君
個人情報の保護に関する特別委員	真鍋 賢二君	岸 宏一君
	松谷蒼一郎君	岸 宏一君
	松村 龍二君	岸 宏一君

官 報 (号外)

平成十五年五月十六日

参議院会議録第二十三号(その一) 投票者氏名

松山政司君	溝手顯正君	森下博之君	森元恒雄君	矢野哲朗君	山崎力君	山崎恒雄君	山下英利君	山本一大君	山本雅史君	脇朝日君	池口修次君	岩本雅史君	江田五月君	小川勝也君	大塚耕平君	木俣健司君	佳丈君	道夫君	東君	齊藤勤君	櫻葉賀津也君	高橋千秋君	谷林正昭君	内藤景子君	千葉博之君	谷内良君	若林浅尾慶一郎君	山崎正昭君	山下俊彦君	山内裕君	森山次夫君	森田裕君	山崎正昭君	山下俊夫君	山内裕君	森山次夫君	三浦一水君	宮崎秀樹君
-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	----	------	--------	-------	-------	-------	-------	------	----------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------

円より子君	柳田稔君	山根隆治君	和田ひろ子君	魚住裕一郎君	風間祐君	木庭健太郎君	白浜一良君	福本潤一君	浜田皇二郎君	高野博師君	中村敦夫君	吉川春子君	田村秀昭君	平野達男君	松岡滿壽男君	森ゆうこ君	山下八洲夫君	築瀬進君
-------	------	-------	--------	--------	------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	------

澤たまき君	浜四津敏子君	高野博師君	中村敦夫君	吉川春子君	田村秀昭君	平野達男君	松岡滿壽男君	森ゆうこ君	山下八洲夫君	築瀬進君
-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	------

送付)	賛成者氏名	日程第三	食品安全基本法案(内閣提出、衆議院
-----	-------	------	-------------------

宮本岳志君	吉川吉典君	大江康弘君	西岡武夫君	広野ただし君	森ゆうこ君
-------	-------	-------	-------	--------	-------

宮本岳志君	吉川吉典君	大江康弘君	西岡武夫君	広野ただし君	森ゆうこ君
-------	-------	-------	-------	--------	-------

齊藤滋宣君	桜井新君	清水嘉与子君	清水達雄君	陣内孝雄君	世耕弘成君
-------	------	--------	-------	-------	-------

斎藤十朗君	山東昭子君	吉田博美君	吉田正昭君	山下善彦君	伊藤基隆君
-------	-------	-------	-------	-------	-------



官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日 参議院会議録第一二三号(その一) 投票者氏名

内藤	信田	邦雄君	正光君
長谷川	清君		
堀	廣中和歌子君		
藤井	俊男君		
松井	利和君		
柳田	孝治君		
峰崎	直樹君		
山根	隆治君		
和田ひろ子君			
荒木	清寛君		
加藤	修一君		
草川	昭三君		
沢	たまき君		
高野	博師君		
鶴岡	洋君		
浜四津敏子君			
福本	潤一君		
森本	晃司君		
山下	栄一君		
渡辺	孝男君		
井上	美代君		
市田	忠義君		
大沢	辰美君		
小池	晃君		
大門	実紀史君		
筆坂	西山登紀子君		
吉岡	八田ひろ子君		
大江	康弘君		

羽田雄一郎君	直嶋	正行君
平田 健二君	平田	健二君
藤原 哲郎君	福山	哲郎君
本田 良一君	本田	正司君
山下八洲夫君	円	より子君
山本 孝史君	築瀬	進君
薫科 満治君	魚住裕一郎君	日笠 勝之君
風間 祐君	白浜 一良君	松 あきら君
木庭健太郎君	浜田卓二郎君	山口那津男君
統 訓弘君	山本 香苗君	井上 哲士君
岩佐 恵美君	畠野	池田 幹幸君
紙 智子君	小泉	親司君
君枝君	富樫	練三君
紀子君	吉川	岳志君
宗康君	島袋	春子君

田名部屋	西岡	武夫君
河本	加納	時男君
岸	宏一君	英典君
片山虎之助君	加治屋義人君	河原義人君
景山俊太郎君	大島慶久君	太田豊秋君
渡辺秀央君	阿南一成君	市川一朗君
森ゆうこ君	愛知治郎君	岩井國臣君
大瀬絹子君	荒井正吾君	有村治子君
椎名素天君	岩永浩美君	小野清子君
西川きよし君	西川きよし君	大島慶久君

田村	秀昭君
平野	達男君
松岡	滿壽男君
山本	正和君
大脇	雅子君
福島	瑞穂君
又市	征治君
黒岩	宇洋君
中村	敦夫君
本岡	昭次君
○名	
対策法案(内閣)	
二三六名	
阿部	正俊君
青木	幹雄君
有馬	朗人君
泉	信也君
入澤	肇君
岩城	光英君
魚住	汎英君
尾辻	秀久君
大野	つや子君
岡田	広君
加藤	紀文君
狩野	勝年君
柏村	武昭君
木村	仁君
久世	公堯君

沓掛 小泉 佐々木知子君  
小林 顯雄君  
鴻池 温君  
斎藤 祥雲君  
佐藤 泰三君  
山東 昭子君  
山東 伸昭君  
清水 雄次君  
陣内 雄次君  
世耕 雄次君  
田浦 雄次君  
田村 雄次君  
竹山 雄次君  
谷川 秀善君  
中島 啓雄君  
月原 茂皓君  
鶴保 康介君  
鶴保 勝也君  
中曾根 弘文君  
仲道 俊哉君  
西銘順志郎君  
野沢 太三君  
南野 知恵子君  
林 芳正君  
藤井 基之君  
真鍋 賢二君  
松谷蒼一郎君  
松村 龍君  
森田 一水君  
宮崎 秀樹君  
三浦 次夫君  
裕君

国井	正幸君	小斎平敏文君	後藤	博子君
佐藤	近藤	昭郎君	剛君	
齊藤	清水嘉与子君	一保君	滋宣君	
桜井	椎名	政二君		
	鈴木	勝嗣君		
	閑谷	田中	直紀君	
	田中	常田	敬三君	
	武見	段本	幸男君	
	中川	中島	義雄君	
	西田	中原	真人君	
	吉宏君	野上浩太郎君	享詳君	
		野間	爽君	
		橋本	英輔君	
		日出	要一君	
		保坂	三藏君	
		舛添	岩夫君	
		森下	政司君	
		溝手	顯正君	
矢野	森元	恒雄君	博之君	哲朗君

山崎　英利君　山下　一太君  
伊藤　基隆君　山本　正俊君  
浅尾慶一郎君　若林　昭君  
江本　孟紀君　海野　徹君  
岡崎トミ子君　小川　敏夫君  
神本美恵子君　北澤　俊美君  
佐藤　元君　北澤　元君  
佐藤　泰介君　佐藤　雄平君  
櫻井　充君　高嶋　良充君  
谷　博之君　千葉　景子君  
佐藤　邦雄君　内藤　正光君  
佐藤　泰弘君　信田　正光君  
堀　俊男君　藤井　利和君  
峰崎　松井　柳田　和田ひろ子君  
山根　直樹君　松井　稔君  
隆治君

官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日 参議院会議録第二十三号(その一) 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日 参議院会議録第二十三号(その一)

投票者氏名

反対者氏名

吉川 春子君	宮本 紀子君	林 煙野	富樫 練三君	小泉 親司君	紙 岩佐	井上 池田
岳志君	君枝君	君枝君	君枝君	智子君	恵美君	幹幸君

吉岡 吉典君	筆坂 秀世君	西山登 紀子君	八田ひろ子君	大門実 紀史君	小池 大沢	市田 辰美君	井上 美代君
							一九名

森本 潤一君	福本 森本	山下 渡辺	渡辺 島袋	田村 田村	西岡 武夫君	広野ただし君	森 ゆうこ君
晃司君	潤一君	山下	渡辺	秀昭君	武夫君	宗康君	秀央君

松 あきら君	山本 香苗君	山口那津男君	大江 康弘君	田名部匡省君	高橋紀世子君	平野 達男君	松岡満壽男君
山本	山本	山本	大江	田名部匡省君	高橋紀世子君	平野	高橋紀世子君

# 官報 号外

平成十五年五月十六日

## ○ 第百五十六回 参議院会議録第二十二号(その一)

〔本号(その一)参照〕

審査報告書

独立行政法人日本学生支援機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月十五日

文教科学委員長 大野つや子

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく  
特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日  
本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援  
機構を設立することとし、その名称、目的、業  
務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公  
益法人に対する行政の関与の在り方についての  
改革を行うため、留学生交流の推進を図るため  
の事業を独立行政法人日本学生支援機構に行わ  
せることとする等の措置を講じようとするもの  
であり、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、  
次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律  
的、効率的に運営を行うという独立行政法人制  
度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万  
全を期すること。

二、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事  
業について、憲法、教育基本法の精神にのっと  
り、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学  
金を基本としつつ、奨学事業全体の一層の拡充  
に努めること。

三、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められ  
る大学院生に対する奨学金の返還免除について  
は、対象となる学生の選考基準を明確にすると  
ともに、学生の選考に当たっては、客觀性、公  
平性の確保に十分留意すること。

四、機関保証制度の運用に当たっては、奨学生の  
経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適  
正な運用に努めること。

五、返還金の回収については、返還金が奖学事業  
の主な原資となっていることから、積極  
的な広報活動等による回収率の向上に努めるこ  
と。

六、高校奨学金の地方移管に当たっては、奨学事  
業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行  
うとともに、その事務の遂行に支障が生ずるこ  
とのないよう万全の措置を講ずること。

七、留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舎の確  
保等学習環境の整備充実に努めること。

八、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

九、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十一、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十二、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十三、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十四、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十五、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十六、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十七、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十八、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

十九、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十一、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十二、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十三、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十四、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十五、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十六、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十七、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十八、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

二十九、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

三十、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に  
当たっては、これまで維持してきた職員との  
雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮す  
ること。

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援  
機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項  
を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成  
十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の  
規定によるものにより設立される通則法第二条第  
一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行  
政法人日本学生支援機構とする。

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機  
構」という。)は、教育の機会均等に寄与するた  
めに学資の貸与その他学生等(大学及び高等専  
門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒  
をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学  
等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く專  
修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対する相談及  
び指導について支援を行うとともに、留学生交  
流(外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生  
の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための  
事業を行うことにより、我が国の大学等におい  
て学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備  
し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備  
えた創造的な人材の育成に資するとともに、国  
際相互理解の増進に寄与することを目的とす  
る。

## (事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

## (資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## (名称の使用制限)

第六条 機構でない者は、日本学生支援機構といふ名称を用いてはならない。

## (第二章 役員及び職員)

## (役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

## (理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第一項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

## (第三章 業務)

## (業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。  
二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学費の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

を行ってはならない。

## (役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

## (役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

## (役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (役員及び職員の地位)

七 留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

八 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

九 学生等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関する相談及び職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## (第五章 学資の貸与)

三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

五 外国人留学生に対し、日本語教育を行つことは、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

六 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

七 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

八 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

九 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

十 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

資の支給その他必要な援助を行うこと。

三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

五 外国人留学生に對し、日本語教育を行つことは、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

六 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

七 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

八 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

九 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

十 外国人留学生に對し、日本語教育を行つこと。

## (学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に對しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に 関し必要な事項は、政令で定める。 (返還の条件等)
第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法 は、政令で定める。
2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は 傷病により学資金を返還することが困難となっ たとき、その他政令で定める事由があるとき は、その返還の期限を猶予することができる。
3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は 精神若しくは身体の障害により学資金を返還す ることができなくなったときは、政令で定める ところにより、その学資金の全部又は一部の返 還を免除することができる。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金 の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優 れた業績を挙げたと認められる者には、政令の 定めるところにより、その学資金の全部又は一 部の返還を免除することができる。 (回収の業務の方法)
第十七条 学資金の回収の業務の方法について は、文部科学省令で定める。
第四章 財務及び会計 (積立金の処分)
第十八条 機構は、通則法第十九条第一項第一 号に規定する中期目標の期間(以下この項にお いて「中期目標の期間」という。)の最後の事業年 度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の 規定による整理を行った後、同条第一項の規定 による積立金があるときは、その額に相当する 金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をし ようとするときは、あらかじめ、文部科学省の 独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければ ならない。
3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の 財産について他の債権者に先立つて自己の債権 を受ける権利を有する。
2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をし ようとするときは、あらかじめ、文部科学省の 独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければ ならない。
3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の 財産について他の債権者に先立つて自己の債権 を受ける権利を有する。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に 関し必要な事項は、政令で定める。 (返還の条件等)
第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法 は、政令で定める。
2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は 傷病により学資金を返還することが困難となっ たとき、その他政令で定める事由があるとき は、その返還の期限を猶予することができる。
3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は 精神若しくは身体の障害により学資金を返還す ることができなくなったときは、政令で定める ところにより、その学資金の全部又は一部の返 還を免除することができる。
第十六条 機構は、大学院において第一種学資金 の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優 れた業績を挙げたと認められる者には、政令の 定めるところにより、その学資金の全部又は一 部の返還を免除することができる。 (回収の業務の方法)
第十七条 学資金の回収の業務の方法について は、文部科学省令で定める。
第四章 財務及び会計 (積立金の処分)
第十八条 機構は、通則法第十九条第一項第一 号に規定する中期目標の期間(以下この項にお いて「中期目標の期間」という。)の最後の事業年 度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の 規定による整理を行った後、同条第一項の規定 による積立金があるときは、その額に相当する 金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額

立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替えるものとする。

#### 第五章 雜則

##### (財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

**第六章 罰則**

第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

この場合において必要な事項は、政令で定める。

##### (国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

ての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対し職したものとしたならば国家公務員退職手当法では、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

二 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

三 機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

四 機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の

成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による失業等給付の受給資格を得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第八条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特別給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始め

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員(同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十七条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合は、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(同日におい

て附則第一条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたるものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法

第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により機構に引き継がれる者は、機構

の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受けた労働組合となるものとすると。

この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものととする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものに規定する機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。

4 機構の成立の際現に育英会が有する権利のう

て附則第一条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が

機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該

役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたも

のとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法

第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により機構に引き継がれる者は、機構

の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受けた労働組合となるものとすると。

この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものととする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により国が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第十一条 政府は、旧育英会法(附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法昭和五十九年法律第六十四号)をいう。以下同じ。)第二十一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除す

(国の権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定められたものは、機構の成立の時において機構が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日に出資されたものとする。

2 前項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 前項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第十一条 政府は、旧育英会法(附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法昭和五十九年法律第六十四号)をいう。以下同じ。)第二十

一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除す

ち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において機構の成立の時において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項

の規定による申出を行わなかつたときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたも

のとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法

第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により機構に引き継がれる者は、機構

の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受けた労働組合となるものとすると。

この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものととする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により国が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が

承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第十一条 政府は、旧育英会法(附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法昭和五十九年法律第六十四号)をいう。以下同じ。)第二十

一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除す



官 報 (号 外)

法人日本学生支援機構に改める。

(所得税法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の表日本育英会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

三 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一

四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)別表第一

(印紙税法の一部改正)

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十一条第一項第一号(業務の業務)」を独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第二十号)第十三条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に改め、同表の作成者の欄中「日本育英会」を独立行政法人日本学生支援機構に改める。

審査報告書  
独立行政法人海洋研究開発機構法案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月十五日

文教科学委員長 大野つや子  
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

本委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく

特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、業績評価等を行うに当たっては、独立行政法

人海洋研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

三、海洋科学技術の研究開発を行っては、産学者の連携を一層推進し、成果の有効活用に努めること。

四、船舶の効果的かつ効率的な活用を図ることにより、運航日数の増加、観測海域の拡大等、研究機会の提供拡大を含めた研究環境の充実に努めること。

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人海洋研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海洋科学技術」とは、海洋に関する科学技術をいう。

三、この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 この法律における「基盤的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

2 一 科学技術に関する研究開発であつて、国の一 試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

二 科学技術に関する研究開発であつて、国の一 試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法

人に重複して設置することが多額の経費を要するため適でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三 科学技術に関する研究開発であつて、多数の部門の協力を要する総合的なもの

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百二号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構とする。

目次

右

国会に提出する。

独立行政法人海洋研究開発機構法案

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人海洋研究開発機構法案

独立行政法人海洋研究開発機構法

第一章 総則(第一条~第九条)

第二章 役員及び職員(第十条~第十六条)

第三章 業務等(第十七条~第十八条)

第四章 雜則(第十九条~第二十三条)

第五章 罰則(第十四条~第二十六条)

第四条 独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うこと

とにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第十一条第一項、第三項及び第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は船舶(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載すた後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

第九条 機構でない者は、海洋研究開発機構という名称を用いてはならない。

2 機構は、役員及び職員(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

3 第十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 第十二条 理事長は、監事の任期は、二年とする。

4 第十三条 監事の任期は、監事の各号のいずれかに該当する者は、役員

5 第十四条 第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

1 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

3 第十五条 第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋に関する基礎的研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力をを行うこと。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。

五 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十八条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項

官 報 (号 外)

る規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができ

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

## (機構の解散時における残余財産の分配)

**第二十一条** 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

以下の過

(施行期日) 附 則

**第四条** 附則第一条の規定により研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職

員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条

第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)についての「引き続

り職員（ふみやくいん）としての引（ひき）継（つぎ）いた在職期間を機構の職員としての在職期間と

3 機構の成立の日の前日に研究所の職員としてみなして取り扱うべきものとする。

在職する者が、附則第二条の規定により引き続  
いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の

職員として在職した後引き続いて国家公務員退職三日後(二〇一四年一月二日)、職員として

職手業法第一條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期

間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。こうしたこと、被災者

職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付

を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

一一一

4 機構は、機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた研究所の職員であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附

則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る)が機構の成立の日において機構の役員及び職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十二条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第三条第一項第一号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかつたときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし

書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の有する権利義務の承継等)

**第八条 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。**

(国有財産の無償使用)

**第九条 国は、機構の成立の際現に附則第一条第一号に掲げる職員の住居の用に供されている国有资产であつて政令で定めるものを、政令で定めることにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。**

(センターの解散等)

**第十条 センターは、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。**

機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 センターの解散については、附則第十五条の

官報 (号外)

規定による廃止前の海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号。附則第十六条において「旧センター法」という。第三十六条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第十一條 附則第八条の規定により機構が国のある権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定

により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項に規定する財産の価額及び前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し）

第十二条 前条第三項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（理事長の任期の特例）

第十三条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とす

（監査報告書）

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第五条 海洋科学技術センター法は、廃止する。

（海洋科学技術センター法の廃止）

第十五条 海洋科学技術センター法は、廃止する。

（海洋科学技術センター法の廃止）

第六条 前条の規定の施行前に旧センター法（第十六条第三項、第二十条第三項及び第二十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から第十四条まで、第十六

機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十九条 次に掲げる法律の表海洋科学技術センターの項を削る。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表

三 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第三第一号の表

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）別表第一

（印紙税法の一部改正）

第二十条 印紙税法（昭和四十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書の項目の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第十七号）の業務に関する文書

（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第十七号）の業務に関する文書）

平成十五年五月十五日

内閣委員長 小川 敏夫

参議院議長 倉田 寛之殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

平成十五年度予算に、食品安全委員会の運営等のための経費として、約一千億八千二百万円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、食品の安全性の確保に万全を期するために、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国内外における一連の食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことにはかんがみ、特に食料の輸入に当たっては検査に万全を期するとともに、我が国への食料の輸出国における食品の安全が確立されるよう、国際的な協力を推進すること。

二、人の健康への悪影響が及ぶことを防止し抑制する必要がある場合には、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最も重要なとの基本認識を踏まえて、食品の安

全性の確保に関する必要な措置が機動的に実施できるようにすること。

右決議する。  
について十分検討すること。

総合的に推進することを目的とする。  
(定義)

三、「いわゆるリスクコミュニケーションの実施に當たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間、特に食品関連事業者と消費者間の情報及び意見の交換ができるよう、十分に配慮すること。

四、リスク評価の体制整備に當たっては、国内に

おけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について

必要がある場合には海外の学識経験者の活用を

図ること。

五、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては環境に及ぼす影響に配慮するとともに、食料の生産については自然環境との調和に十分留意すること。

六、食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観點から、会議を原則として公開とともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表すること。

七、食品安全委員会に設置が予定される企画及びリスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できる

ようにするとともに、同委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の策定に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮すること。

八、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした本法の制定の趣旨を踏まえ、コーデックス委員会への対応の在り方

食品安全基本法案

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 締貫 民輔

(小字及び  
は衆議院修止)

食品安全基本法案

第一章 総則(第一条 第十一条)

第二章 施策の策定に係る基本的な方針(第十一条 第二十二条)

第三章 食品安全委員会(第二十二条 第三十三条)

八条)

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の○(○国内・国外における)食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにはかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

(食品供給行程の各段階における適切な措置)

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摄入することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国民の健康への悪影響の未然防止)

第六条 国は、前二条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」とい

う。)(目的)  
第一条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすることとも

により、食品の安全性の確保に関する施策を

推進することを目的とした本法の制定の趣旨を踏まえ、コーデックス委員会への対応の在り方

についての基本理念(以下「基本理念」とい

う。)にのつとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原

料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるものほか、食品関連事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前一項に定めるものほか、食品関連事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

## (消費者の役割)

第九条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

## (法制上の措置等)

第十条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (第二章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

第十一條 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食

品が置かれるおそれがあるものが当該食品が採取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)

が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又

は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときは、基本理念にのつとり、その事業活動に関する施策を実施するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

## (関係行政機関の相互の密接な連携)

3 前一項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

## (国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

## (情報及び意見の交換の促進)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられない。

(○内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るために、食品の安全性の確保に関する○内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じなければならない。

## (表示制度の適切な運用の確保等)

第十八条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の



六 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第  
九条第一項第二号の厚生労働省令を制定し、  
若しくは改廃しようとするとき、又は同法第  
十条第五項の政令の制定若しくは改廃の立案  
をしようとするとき。

七 水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)第  
四条第二項(同条第一項第一号から第三号ま  
での規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令  
を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 薬事法第十四条第一項(同法第二十三条规定による場合を含む。以下同じ。)若し  
くは同法第八十三条の規定により読み替えて  
適用される同項の規定による動物のために使  
用されることが目的とされている医薬品、医  
薬部外品若しくは医療用具以下「動物用医薬  
品等」という。)についての承認をしようとす  
るとき、同法第十四条の四第一項(同法第十  
九条の四及び第二十三条において準用する場  
合を含む。以下同じ。)若しくは同法第八十三  
条の規定により読み替えて適用される同項の  
規定による動物用医薬品等についての再審査  
を行おうとするとき、同法第十四条の五第一  
項(同法第十九条の四及び第二十三条において  
準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは  
同法第八十三条の規定により読み替えて適用  
される同項の規定による動物用医薬品等につ  
いての再評価を行おうとするとき、同法第十  
九条の二第一項若しくは第八十三条の規定に  
より読み替えて適用される同項の規定による  
動物用医薬品等についての承認をしようとす  
るとき、又は同法第八十三条の二第一項の農

六 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第  
九条第一項第二号の厚生労働省令を制定し、  
若しくは改廃しようとするとき、又は同法第  
十条第五項の政令の制定若しくは改廃の立案  
をしようとするとき。

林水産省令を制定し、若しくは改廃しようと  
するとき。

九 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律  
(昭和四十五年法律第百三十九号)第二条第三  
項の政令(農用地の土壤に含まれることに起  
因して人の健康を損なうおそれがある農畜產  
物が生産されるおそれがある物質を定めるも  
のに限る。)又は同法第三条第一項の政令(農  
用地の利用に起因して人の健康を損なうおそ  
れがある農畜產物が生産されると認められ、  
又はそのおそれがあると認められる地域の

要件を定めるものに限る。)の制定又は改廃の  
立案をしようとするとき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する  
法律(平成二年法律第七十号)第十二条、第  
十五条第五項又は第十九条の厚生労働省令を  
制定し、又は改廃しようとするとき。

十一 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十  
一年法律第百五号)第六条第一項の政令の制  
定又は改廃の立案をしようとするとき。

十二 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四  
年法律第七十号)第七条第一項又は第二項の  
厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとす  
るとき。

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定め  
るとき。

聽かなければならぬ。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、  
食品の安全性の確保に関する施策を策定するた  
め必要があると認めるときは、委員会の意見を  
聴くことができる。

(資料の提出等の要求)  
第二十五条 委員会は、その所掌事務を遂行する  
ため必要があると認めるときは、関係行政機関  
の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明そ  
の他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)  
第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行する  
ため必要があると認めるときは、独立行政法  
人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十  
四条の規定により設立された法人、事業者そ  
他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は  
学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託  
することができる。

(緊急時の要請等)  
第二十七条 委員会は、食品の安全性の確保に関  
し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある  
緊急の事態に対処するため必要があると認める  
ときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対  
し、食品安全影響評価に必要な調査、分析又は  
検査を実施すべきことを要請することができ  
る。

(組織)  
第二十八条 委員会は、委員七人をもって組織す  
る。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。  
(委員の任命)

第二十九条 委員は、食品の安全性の確保に関  
して優れた識見を有する者のうちから、両議院の  
同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合  
において、国会の閉会又は衆議院の解散のため  
に両議院の同意を得ることができないときは、  
内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同  
項目に定める資格を有する者のうちから、委員を  
任命することができる。

3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な

被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事  
態に対処するため必要があると認めるときは、  
関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄  
養研究所法(平成十一年法律第百八十号)第十二  
条第一項の規定による求め又は独立行政法人農  
林水産消費技術センター法(平成十一年法律第  
百八十三号)第十二条第一項、独立行政法人農  
業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二  
号)第十二条第一項、独立行政法人農業環境技  
術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)第十  
二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法  
(平成十一年法律第百九十八号)第十二条第一項  
若しくは独立行政法人水産総合研究センター法  
(平成十一年法律第百九十九号)第十二条第一項  
の規定による要請をするよう求めることができる。

被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事  
態に対処するため必要があると認めるときは、  
関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄  
養研究所法(平成十一年法律第百八十号)第十二  
条第一項の規定による求め又は独立行政法人農  
林水産消費技術センター法(平成十一年法律第  
百八十三号)第十二条第一項、独立行政法人農  
業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二  
号)第十二条第一項、独立行政法人農業環境技  
術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)第十  
二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法  
(平成十一年法律第百九十八号)第十二条第一項  
若しくは独立行政法人水産総合研究センター法  
(平成十一年法律第百九十九号)第十二条第一項  
の規定による要請をするよう求めることができる。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、  
食品の安全性の確保に関する施策を策定するた  
め必要があると認めるときは、委員会の意見を  
聴くことができる。

(資料の提出等の要求)  
第二十五条 委員会は、その所掌事務を遂行する  
ため必要があると認めるときは、関係行政機関  
の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明そ  
の他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)  
第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行する  
ため必要があると認めるときは、独立行政法  
人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十  
四条の規定により設立された法人、事業者そ  
他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は  
学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託  
することができる。

(緊急時の要請等)  
第二十七条 委員会は、食品の安全性の確保に関  
し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある  
緊急の事態に対処するため必要があると認める  
ときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対  
し、食品安全影響評価に必要な調査、分析又は  
検査を実施すべきことを要請することができ  
る。

(組織)  
第二十八条 委員会は、委員七人をもって組織す  
る。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。  
(委員の任命)

第二十九条 委員は、食品の安全性の確保に関  
して優れた識見を有する者のうちから、両議院の  
同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合  
において、国会の閉会又は衆議院の解散のため  
に両議院の同意を得ことができないときは、  
内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同  
項目に定める資格を有する者のうちから、委員を  
任命することができる。

3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な



第十二条第三項中「独立行政法人農業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十一項」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十一号)第十九条第一項」に改める。
（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。
（食品安全基本法の一部改正）
第十七条 食品安全基本法(平成十五年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第三項中「第十二条第一項の規定による要請」を「第十四条第一項の規定による要請」に改める。
（内閣府設置法の一部改正）
第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項に次の一号を加える。
十六 食品の安全性の確保を図るために環境の総合的な整備に関する事項
第四条第三項第二十七号の次に次の二号を加える。
二十七の二 食品安全基本法(平成十五年法律第二号)第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価並びに食品安全の確保に関する関係者相互間の情報

及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推進委員会の項の次に次のように加える。
食品安全委員会
食品安全基本法
(検討)
第八条 政府は、食品安全性の確保を図るために諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書
特許法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十五年五月十五日
参議院議長 倉田 寛之殿
要領書
経済産業委員長 田浦 直

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にからみ、知的財産の迅速かつ適正な保護の要請に對処するため、特許権の取得等による費用負担の適正化を図る観点から特許関係料金の改定その他の料金納付に係る制度の見直しを行い、迅速かつ的確な紛争処理を促す観点から異議申立て、審判及び審決取消訴訟に係る制度を合理化するとともに、特許制度の国際的調和を進める等制度の改善を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
五 審査請求期間の三年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止することを可能とする対策を十分に検討すること。
六 実用新案制度について、存続期間の延長、保護対象の拡大等を含めた見直しを早急に検討すること。
七 電子政府の推進の観点から、特許に関するインターネット上で特許関連手続や特許関係料金の電子納付を早期に可能とするなど、出願人の利便性の向上に努めること。
八 職務発明規定の見直しに際しては、我が国の産業競争力の強化という基本的視点に立って、発明者の研究開発意欲の一層の増進と、相当の対価の確定性の向上による使用者の経営安定等の観点から、発明者と使用者のバランスに配慮して検討を行うこと。
右決議する。
特許法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年四月二十四日
参議院議長 綿貫 民輔



<p>の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く)は、この限りでない。</p> <p>第二百三十七条中「前条第一項の審判」を「訂正審判」に改める。</p> <p>第二百三十一条第一項を次のように改める。</p> <p>2 特許無効審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。</p> <p>第二百三十二条第三項中「第二百二十六条第一項の審判」を「訂正審判」に改め、同条の次に次の条を加える。</p> <p>(審判請求書の補正)</p>	<p>3 前項の補正の許可は、その補正に係る手続書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。</p> <p>4 第二項の決定に対しても、不服を申し立てことができない。</p> <p>第二百三十二条第一項中「第二百三十三条第一項又は第二百五十五条の二第一項の審判」を「特 patent無効審判又は延長登録無効審判」に改める。</p> <p>第二百三十三条第一項中「第二百三十二条第一項又は第三項」を「第二百三十二条」に改め、同条第三項中「しないとき」の下に、「又はその補正が第二百三十二条の二第一項の規定に違反するとき」を加える。</p> <p>第二百三十四条第二項を次のように改める。</p> <p>2 審判長は、第二百三十二条の二第一項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手續書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるべきである。ただし、被請求人に答弁書を提出する必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。</p>
<p>第二百三十四条第三項中「第一項」の下に、又は前項本文を加え、「又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面」を削り、同条第五項を削り、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(特許無効審判における訂正の請求)</p> <p>第二百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条第一項の二第一項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。</p> <p>一 当該特許無効審判において第二百三十四条の二第一項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要があると認めたこと。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。</p> <p>一 特許請求の範囲の減縮</p>	<p>二 誤記又は誤訳の訂正</p> <p>三 明りようでない記載の訂正</p> <p>2 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第二百二十六条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができない。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないとときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えないなければならない。</p> <p>4 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。</p> <p>5 第二百二十六条第三項から第六項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十二条第一項及び第三項、第二百三十二条の二第一項並びに第二百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第五項中「第一項ただし書き第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書き第一号又は第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)</p> <p>第二百三十四条の三 審判長は、特許無効審判の請求に理由がないとするものに付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。に対する第二百八十二条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の</p>
<p>確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に對し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。</p> <p>2 審判長は、第二百八十二条第一項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に對し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。</p> <p>3 特許無効審判の被請求人は、第二百二十六条第二項ただし書きに規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。</p> <p>3 特許無効審判の被請求人は、第二百二十六条第二項ただし書きに規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。</p> <p>4 第二百二十六条第二項ただし書きに規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p> <p>5 第二百二十六条第二項ただし書きに規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その訂正審判の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされた</p>	<p>確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に對し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。</p> <p>2 審判長は、第二百八十二条第一項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に對し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の補正の許可は、その補正に係る手続書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。</p> <p>4 第二項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。</p> <p>第二百三十二条第一項中「第二百三十三条第一項又は第二百五十五条の二第一項の審判」を「特 patent無効審判又は延長登録無効審判」に改める。</p> <p>第二百三十三条第一項中「第二百三十二条第一項又は第三項」を「第二百三十二条」に改め、同条第三項中「しないとき」の下に、「又はその補正が第二百三十二条の二第一項の規定に違反するとき」を加える。</p> <p>第二百三十四条第二項を次のように改める。</p> <p>2 審判長は、第二百三十二条の二第一項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手續書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるべきである。ただし、被請求人に答弁書を提出する必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。</p>



有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ことに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額(减免を受ける者にあつては、その减免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

第一百九十五条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令  
二 第四十八条の七の規定による通知  
三 第五十条の規定による通知  
四 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

10 前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

第一百九十五条の四中、「取消決定」及び「特許異議申立書又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第一百九十七条中、「特許異議の申立てについての決定」を削る。

第一百九十九条第二項中「特許異議の申立てについての決定若しくは」を削る。

第二百一一条中、「百十九条(第一百七十四条规定による登録料の軽減若しくは免除(以下この一項において準用する場合を含む。)及び第一百七

十四条第二項から第四項まで」を「及び第一百七十一条第一項から第三項まで」に改める。

別表第一号中「二万円」を「一万六千円」に改

め、同表第二号中「三万五千円」を「一万六千円」に改め、同表第三号及び第四号中「二万円」を「八万四千円」に改め、同表第六号中「八万四千円」を「十六万八千六百円」に、「二千七百

二号を削り、同表第十三号を同表第十一号と

し、同表第十四号を同表第十二号とし、同表第十五号中「請求をする者」の下に「(その訂正の請

求することにより、第一百二十四条の三第四項

の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられ

たものとみなされる場合を除く。」を加え、同

号を同表第十三号とし、同表第十六号を同表第十四号とする。

(実用新案法の一部改正)

第一条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の單一性の要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。

第六条を次のように改める。

第六条 実用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかるらず、国以外の各共有者ことに同項に規定する登録料の金額(减免を受ける者にあつては、その减免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

一百九十五条第十項を同条第十一項とし、同

条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令

二 第四十八条の七の規定による通知

三 第五十条の規定による通知

四 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

五 第五十三条第一項の規定による査定の謄本の送達

六 第五十三条第二項の規定による査定の謄本の送達

七 第五十三条第三項の規定による査定の謄本の送達

八 第五十三条第四項の規定による査定の謄本の送達

九 第五十三条第五項の規定による査定の謄本の送達

十 第五十三条第六項の規定による査定の謄本の送達

十一 第五十三条第七項の規定による査定の謄本の送達

十二 第五十三条第八項の規定による査定の謄本の送達

十三 第五十三条第九項の規定による査定の謄本の送達

十四 第五十三条第十項の規定による査定の謄本の送達

十五 第五十三条第十一項の規定による査定の謄本の送達

十六 第五十三条第十二項の規定による査定の謄本の送達

十七 第五十三条第十三項の規定による査定の謄本の送達

十八 第五十三条第十四項の規定による査定の謄本の送達

十九 第五十三条第十五項の規定による査定の謄本の送達

二十 第五十三条第十六項の規定による査定の謄本の送達

二十一 第五十三条第十七項の規定による査定の謄本の送達

二十二 第五十三条第十八項の規定による査定の謄本の送達

二十三 第五十三条第十九項の規定による査定の謄本の送達

二十四 第五十三条第二十項の規定による査定の謄本の送達

二十五 第五十三条第二十一項の規定による査定の謄本の送達

二十六 第五十三条第二十二項の規定による査定の謄本の送達

二十七 第五十三条第二十三項の規定による査定の謄本の送達

二十八 第五十三条第二十四項の規定による査定の謄本の送達

二十九 第五十三条第二十五項の規定による査定の謄本の送達

三十 第五十三条第二十六項の規定による査定の謄本の送達

三十一 第五十三条第二十七項の規定による査定の謄本の送達

三十二 第五十三条第二十八項の規定による査定の謄本の送達

三十三 第五十三条第二十九項の規定による査定の謄本の送達

三十四 第五十三条第三十項の規定による査定の謄本の送達

三十五 第五十三条第三十一項の規定による査定の謄本の送達

三十六 第五十三条第三十二項の規定による査定の謄本の送達

三十七 第五十三条第三十三項の規定による査定の謄本の送達

三十八 第五十三条第三十四項の規定による査定の謄本の送達

三十九 第五十三条第三十五項の規定による査定の謄本の送達

四十 第五十三条第三十六項の規定による査定の謄本の送達

四十一 第五十三条第三十七項の規定による査定の謄本の送達

四十二 第五十三条第三十八項の規定による査定の謄本の送達

四十三 第五十三条第三十九項の規定による査定の謄本の送達

四十四 第五十三条第四十項の規定による査定の謄本の送達

四十五 第五十三条第四十一項の規定による査定の謄本の送達

四十六 第五十三条第四十二項の規定による査定の謄本の送達

四十七 第五十三条第四十三項の規定による査定の謄本の送達

四十八 第五十三条第四十四項の規定による査定の謄本の送達

四十九 第五十三条第四十五項の規定による査定の謄本の送達

五十 第五十三条第四十六項の規定による査定の謄本の送達

五十一 第五十三条第四十七項の規定による査定の謄本の送達

者の共存に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定による請求書の副補正書が次条第一項の規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをす

ることができる。

二 審判長は、前条第一項に「いすれかに」を「審判」を「実用新案登録無効審判」に改め、同条第三項中「第一項の審判」を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の審判」を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 實用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 實用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 實用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 實用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

又は前項第五号に該当することを理由とする

ものは、利害関係人に限り請求することができる。

第六条を次のように改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改める。

第六条 第二項第一項を「実用新案登録無効審判」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 實用新案登録無効審判は、何人も請求する

ことができる。ただし、実用新案登録が前項

第十二条を該当すること(その実用新案登録が

第十二条第一項において準用する特許法第三

十八条の規定に違反してされたときに限る。)

項、第三項及び第四項」とあるのは「第三十九条第一項、第三項及び第四項」に改める。

第四十七条第二項中「及び第百七十九条から

第一百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審

決又は決定の取消及びを、「第百七十九条から

第一百八十条の二まで(被告適格、出訴の通知及

び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、

第一百八十二条第一項及び第五項(審決又は決定

の取消し)並びに「第百八十二条(に改める。

第四十八条の十四中「実用新案登録の無効の

審判」を「実用新案登録無効審判」に改める。

第五十条の二中「第百三十七条第二項」を「第

百七十七条第三項」に、「第百七十四条第三項」を「第

百七十四条第一項」に改める。

第五十四条第三項中「国等」を「国」に改め、同

条第四項を削り、同条第五項中「国等」を「国」

に、「政令で定めるもの」を「実用新案技術評価

の請求の手数料以外の政令で定める手数料」に

改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の

一項を加える。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利

が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規

定による実用新案技術評価の請求の手数料の

軽減若しくは免除(以下この項において「減

免」という。)を受ける者を含む者の共有に係

る場合であつて持分の定めがあるときは、こ

れらの者が自己の実用新案権又は実用新案登

録を受ける権利について第二項の規定により

納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料

は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共

有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価

の請求の手数料の金額(减免を受ける者にあ

つては、その减免後の金額)にその持分の割

合を乗じて得た額を合算して得た額とし、國

以外の者がその額を納付しなければならな

い。

第六十二条中「第百七十四条第三項」を「第百

七十四条第二項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第二条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)

の一部を次のように改正する。

第十七条の二第四項中「第四十七条第一項の

審判」を「補正却下決定不服審判」に改める。

第三十条第一項中「に」を「いずれかに」に、

「であつて、第四十八条第一項の審判」を「であ

つて、意匠登録無効審判」に、「同項各号」を「第

四十八条第一項の審判」に改め、同項第三号中「第

四十八条第一項の審判」を「意匠登録無効審判」

に改める。

第四十二条第一項中「又は独立行政法人(独立

行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二

条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下

同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を

勘案して政令で定めるものを削り、同条第三

項を削り、同条第四項中「国等(国又は第二項の

政令で定める独立行政法人をいう。第六十七条

条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の

者(国及び第二項の政令で定める独立行政法人

以外の者をいう。以下この項及び同条第五項に

おいて同じ。)を「国と国以外の者」に、「国等以

外の者の」を「国以外の者の」に、「国等以外の者

が「を「国以外の者が」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第

六項を同条第五項とする。

第四十六条の見出しを「拒絶査定不服審判」

に改め、同条第一項中「審判」を「拒絶査定不服

審判」に改め、同条第一項中「前項の審判」を「拒

絶査定不服審判」に改め、同条第一項中「前項に」を「前項に」に改

め。

第四十七条の見出しを「(補正却下決定不服審

判)」に改め、同条第一項中「審判」を「補正却下

決定不服審判」に改め、同条第一項中「前項の審

判」を「補正却下決定不服審判」に改め、同条第一

項に「に」、「審判」を「意匠登録無効審判」に改め、

同条第二項中「第一項の審判」を「意匠登録無効

審判」に改め、同項を同条第四項とし、同条第

二項中「前項の審判」を「意匠登録無効審判」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 意匠登録無効審判は、何人も請求すること

ができる。ただし、意匠登録が前項第一号に

該当すること(その意匠登録が第十五条第一

項において準用する特許法第三十八条の規定

に違反してされたときに限る。)又は前項第三

号に該当することを理由とするものは、利害

関係人に限り請求することができる。

第五十条第一項中「第四十六条第一項の審判」

を「拒絶査定不服審判」に、「第四十七条第一項の審判」を「補正却下決定不服審判」に改め、同

条第二項及び第三項中「第四十六条第一項の審

判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

第五十五条第一項の見出しを「(補正却下決定不服審

判)」に改め、同条第一項中「審判」を「拒絶査定不服

審判」に改め、同条第一項中「前項の審判」を「拒

絶査定不服審判」に改め、同条第一項中「前項に」を「前項に」に改

め。

第五十六条の見出しを「(拒絶査定不服審判)」

に改め、同条第一項中「審判」を「拒絶査定不服

審判」に改め、同条第一項中「前項の審判」を「拒

絶査定不服審判」に改め、同条第一項中「前項に」を「前項に」に改

め。

第五十七条第一項中「第四十六条第一項の審

判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同条第一項

中「第四十七条第一項の審判」を「補正却下決定

不服審判」に改める。

第五十八条第一項中「第一百三十二条から

第一百三十四条まで(被告適格、出訴の通知、審

決又は決定の取消及びを、「第百三十二条から

第一百三十三条まで(被告適格、出訴の通知及

び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、

三十一条の二第一項本文」に、「第四十六条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同項

二項中「前項の審判」を「意匠登録無効審判」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

後段を次のように改める。

この場合において、同法第百三十二条第三

項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」を「補正却下

決定不服審判」に改め、同項後段を次のように改

める。

この場合において、同法第百六十九条第三

項中「拒絶査定不服審判」に、「第四十八条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同

項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。

この場合において、同法第百三十二条第一

項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」を「補正却下

決定不服審判」に改め、同項後段を次のように改

める。

この場合において、同法第百三十二条第一

項中「拒絶査定不服審判」に、「第四十八条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同

項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。

この場合において、同法第百三十二条第一

項中「拒絶査定不服審判」に、「第四十八条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同

項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。

この場合において、同法第百三十二条第一

項中「拒絶査定不服審判」に、「第四十八条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同

項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。

この場合において、同法第百三十二条第一

項中「拒絶査定不服審判」に、「第四十八条第一

項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同

項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。



とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

附則第二十条中「第百七十四条第三項及び第五項」を「第百七十四条第二項及び第四項」に、「同条第三項中「第百一十三条规定第一項又は第百一十五条の二第一項」を「同条第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」に改め、「附則第十四条规定第一項」の下に「の審判」を加える。

附則第二十二条第一項中「及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び)を、「第百七十九条から第百八十二条の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許局長官の意見、第百八十二条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二条(に、「第一百二十三条第一項若しくは第百一十五条の二第一項」を「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」に改め、「附則第十四条第一項」の下に「の審判」を加える。

附則第二十七条第二項中「第百二十一一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に改め、「第四十四条第一項」の下に「の審判」を加える。

附則第三十条中「第百七十四条第三項」を「第一百七十四条第三項」に改める。特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「場合において、日本国民等を代表者とするときその他経済産業省令で定める要件に該当する」を削る。

第三条第一項第一号中、「国籍及び住所又は居所」を「並びにその国籍及び住所又は居所(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所)」に改め、同項第四号及び第五

号を削り、同項第六号を同項第四号とする。

第四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「又は第四号」を削り、同条第

二項中「一に」を「いずれかに」に改める。第七条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同項第二号中「(次項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を削る。

第十条第一項中「出願人は」の下に「、経済産業省令で定める期間内に」を加え、同条第二項中「国際予備審査の結果を利用すべき指定国(以下「選択国」という。)の国名その他」を削る。

第十四条中「選択国の記載がないこと」を削る。第十八条第四項中「第一百九十五条第四項、第五項、第七項まで」を「第一百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十一項及び第十二項」に改める。

第十九条中「第一百九十五条第四項から第十項まで」を「第一百九十五条第四項から第十項まで」に改める。

第十四条中「選択国」の記載がないことを削る。

第十条第一項中「出願人は」の下に「、経済産業省令で定める期間内に」を加え、同条第二項中「国際予備審査の結果を利用すべき指定国(以下「選択国」という。)の国名その他」を削る。

第十四条中「選択国」の記載がないことを削る。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利(以下この項において「権利」という。)が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第一百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第一百九十五条第一項又は第二項の規定によ

る手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7 第十二条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料(前項の政令で定めるものに限る。)の納付について

は、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9 第十二条第一項中「国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。)」を「国と試験研究機関」というに、文部科学大臣を「当該特定試験研究機関を所管する大臣」に改め、同条第

章登録に関するものにおける場合におけるものに限る。)」を削り、同条第四項を次のように改め、同条第五項を削り、同条第六項中「(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」を削り、「第四項に」を「前項に」に、「国立大学」を「特定試験研究機関」に改め、同条第六項中「(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」を削り、「第四項に」を「前項に」に、「国立大学」を「特定試験研究機関」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

二二項及び第三項中「文部科学大臣」を「特定試験研究機関を所管する大臣」に改め、同条第四項各号中「国立大学」を「特定試験研究機関」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」を削り、「第四項に」を「前項に」に、「国立大学」を「特定試験研究機関」に改め、同条第六項中「(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」を削り、「第四項に」を「前項に」に、「国立大学」を「特定試験研究機関」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第二百七条第一項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第二百九十五条第四項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項又は第二項」は「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項」とあるのは「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

## 第十二条第十項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて試験研究に関する業務を行つものとして政令で定めるもの(以下「試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受けた権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業(以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。)を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。  
二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第二百七条第一項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第二百九十五条第四項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項又は第二項」は「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第二百九十五条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

## 第十二条第十項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて試験研究独立行政法人技術移転事業を行つものとして政令で定めるところにより、当該特許法第二百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受けた権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業(以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。)を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。  
二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に對して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行つに必要な業務の実施の方法が定められているものであることを。

四号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十八条规定)において準用する場合を含む。)の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。)に係るものに限る。)であつて承認事業者に属するものについて特許法第二百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第二百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第二百七条第二項、第二百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

(産業技術力強化法の一部改正)  
第五条 本法の施行日は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定  
二 第一条中特許法第二百七条、第二百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく國際出願等に関する改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく國際出願等に関する改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第一条第二項から第六項まで、第三条第二

四号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十八条规定)において準用する場合を含む。)の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。)に係るものについて特許法第二百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第二百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第二百七条第二項、第二百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

四 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

五 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

六 その特許発明が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号))第二条第一項に規定する独立行政法人で、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行つものとして政令で定めるものの役員又はその職員のうち専ら研究に從事する者(以下この条において「独立行政法人研究者」といいう。)がした職務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

七 その特許発明が公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他機関(学校教育法第一条第二項に規定す



「国等(特許法等)の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)第一条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第四項に規定する国等をいう。」とする。

共通に係る実用新案権について一部施行日前

3 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

3 について、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。  
この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

に関する法律第四十条第一項に規定する手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国、特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律)」。以下、つづきから「国」とある。

は、新実用新案法第三十一条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

**第四条** 一部施行日前にした意匠登録出願(一部施行日以後二十日後登録出願)につて、**意匠登録出願**

法第十条の二第一項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)又は同法第十二条の

三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の意匠登

録出願の分割等に係る意匠登録出願」という。)を除く。)に係る登録料の納付についての第三条

の規定による改正後の意匠法(以下この条において「新意匠法」という。)第四十二条第一項及び

第三項の規定並びに手数料の納付についての新意匠法第六十七条第三項及び第四項の規定の適

用は、いっては「これらの規定中「国」とあるのは、「國等(特許法等の一部を改正する法律(平

改正前の意匠法第四十二条第四項に規定する国等をいう。)」とする。

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審について、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

関する法律第四十条第一項に規定する手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国」特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号。以下この条において「平成十五年改正法」という。)第一条の規定による改正前の特許法第七条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。)、平成十五年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。)、平成十五年改正法第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。)又は平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人(当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。)とする。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「旧大学等技術移転促進法」という。)第十二条第一項の認定を受けた者第三項において「国立大学関係認定事業者」という。)が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)若しくは特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利(一部施行日前にした特許出願一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。又は一部施行日前にした実用新案登録出願一部施行日前の実用新

平成十五年五月十六日 参議院会議録第二十三号(その二) 特許法等の一部を改正する法律案

案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を

(その二) 特許法等の一部を改正する法律案  
(産業技術力強化法の改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十六条第一項第三号及び第四号に掲げ

る者に係る特許出願であつて一部施行日前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達が

あつたものに係る特許料の減免又は猶予について  
二は、同項の規定は、適用しない。

では、同項の規定は、適用しない。  
（昭和六十二年改正法の一部改正）

第十条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改

（正法）という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「千七百円」に、「五千六百円」を「千百円」に、

「一万三千五百円」を「五千四百円」に、「八千四

「百円」を「三千三百円」は「二万七千円」を「一万六千二百円」に、「一万六千八百円」を「一万円」

に改め、同条第四項中「八万四千三百円」を「十  
六万八千六百四十二、二千七百四」を「四千四  
十二

に、「七万七千三百円」を「十五万四千六百円」

「第十一号」に改める。

## (昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後の昭和六十二年置

年改正法(以下この条において「新昭和六十二年改正法」という。)附則第三条第二項の規定は、

一部施行日以後に出願審査の請求をする特許出

願に係る特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料

については、前条の規定による改正前の昭和六

十二年改正法(以下この条において「昭和六年二年改正法」という。)附則第三条第三項の規定

は、なおその効力を有する。

新日本製鐵株式会社は、新日本製鐵株式会社の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施

行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を含む。)に係る手数料について適用し、一部施行日

第七条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十二条第六項及び第八項の規定は、前二項において規定する特許権等又は特許を受ける権利等が国立大学関係認定事業者とし又は試験研究独立行政法人関係認定事業者としこれらとの者以外の者との共有に係る場合に準用す

旧大学等技術移転促進法第十三条第三項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二条第四項、第六項及び第八項の規定並びに旧大学等技術移転促進法第十三条第四項並びに同項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二条第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日後においても、なおその効力を有する。

部施行日前に譲渡を受けた試験研究独立行政法  
人における技術に関する研究成果に係る当該試  
験研究独立行政法人が保有する特許権等若しく  
は特許を受ける権利等又はその特許を受ける権  
利等に基づいて取得した特許権等について納付す  
るべき特許料若しくは登録料又は手数料につい  
ては、同条第二項及び第三項の規定、同条第二

びに同項において準用する同条第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日以後においても、なほその効力を有する。

一 旧大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者(同項に規定する試験研究独立行政法人(以下単に「試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果についてその活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行おう者に限る。次項において「試験研

案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く.)に係るものに限る。以下「特許を受ける権利等」という。又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、同条第四項、第六項、第八項及び第十項並

<p>(昭和六十二年改正法の一部改正)</p> <p>第十一条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)。以下「昭和六十二年改正法」という。)の一部を次のように改正する。</p>	<p>附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「一千七百円」に、「五千六百円」を「千百円」に、「一万三千五百円」を「五千四百円」に、「八千四百円」を「三千三百円」に、「一万七千円」を「一万六千円」に、「一万五千八百円」を「一万円」に改め、同条第四項中「八万四千三百円」を「十六万八千六百円」に、「二千七百円」を「四千円」に、「七万七千三百円」を「十五万四千六百円」に、「九千円」を「一万八千円」に、「第十三号」を「第十一号」に改める。</p>	<p>十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第五年法律第一十六号。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第十二条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第一十六号)。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第十三条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第一十六号)。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。</p>
<p>一項を加え、同項の表を次のように改める。</p>	<p>第七条の一 並びに第三十九条第二項</p>	<p>第三十七条 第三十七條 実用新案登録が次の各号に該當するとときは、その実用新案登録を無効にすることについての場所審査請求を請求することができる。この場合においては、二以上が同一の請求権に係る請求項ごとに請求することができる。</p>
<p>二項を加え、同項の表を次のように改める。</p>	<p>第三十九条第一項</p>	<p>第三十七条 実用新案登録が次の各号に該當するとときは、その実用新案登録を無効にすることについての場所審査請求を請求することができる。この場合においては、二以上が同一の請求権に係る請求項ごとに請求することができる。</p>

平成十五年五月十六日 参議院会議録第一二三号(その一)

### 特許法等の一部を改正する法律案

した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

二 誤記の訂正

三  
明りようでない記載の釈明

2  
ダ  
ニ審  
ニ判  
ニ長  
ニ悉  
ニ付  
ニ前  
ニ項  
ニの  
ニ訂  
ニ正  
ニの  
ニ請  
ニ用  
ニ求

四  
二

官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日 参議院会議録第一二三号(その一) 特許法等の一部を改正する法律案

附則第四条第三項を次のように改める。  
平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百六十六号)。以下「平成六年改正法」という。附則第九条第一項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許

第一項 及第 二項 第三項 及第 四項 第五項 及第 六項 第七項 及第 八項	第六十一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条	第五 六十 一条 及第 五十七 八條 第五十 六條 第五十一 八條 第六十 一条
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む)をする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人又は人の業務に関する他の従業者が、その代理若しくは第ニ項、第五十六条又は第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、第一項若しくは第二項、第五十七条规定の違反行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人に対する人に対し、各本条の罰金刑を科す。人に対し、各本条の罰金刑を科す又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。	五十円	十万円	三十万円	三十万円	三十万円	三十万円	三十万円
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立てをする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人又は人の業務に関する他の従業者が、その代理若しくは第ニ項、第五十六条又は第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、第一項若しくは第二項、第五十七条规定の違反行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人に対する人に対し、各本条の罰金刑を科す。人に対し、各本条の罰金刑を科す又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。	五十万円	百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円	三百万円

三十七条规定第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)。以下「平成六年改正法」という。附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法(以下「平成六年改正特許法」という。)第一百三十二条の登録異議の申立て(以下単に「登録異議の申立て」という。)又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」であるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百四十四条第二項の取消決定(以下単に「取消決定」という。)又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判断」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判断」とする。

附則第四条に次の二項を加える。

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百四十二条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間ににおいて訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかるわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第

(その二) 特許法等の一部を改正する法律案  
十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(平成五年改正法の一一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 この法律の施行前に請求された平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、その審決が確定するまでは、なお從前の例による。

前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお從前の例による。

(平成六年改正法の一部改正)

第十四条 特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「できないものとし、特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。)による改正後の特許法(以下「平成十一年改正法」という。)第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議

競争防止法の一部を改正する法律案  
の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二十一条の第四項後段の規定は、適用しない「できないものとする」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。  
(平成六年改正法の一部改正に伴う経過措置)  
**第十五条** この法律の施行前に請求された前条の規定による改正前の平成六年改正法附則第九条の規定において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法第二百三十三条の登録異議の申立て又はその確定した取消決定に対する再審については、その登録異議の申立て又は再審の決定が確定するまでは、なお従前の例による。  
この法律の施行前にされた前項に規定する登録異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審については、なお従前の例による。  
**3** この法律の施行前にされた第一項に規定する登録異議の申立てについての取消決定又は登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。  
(平成八年商標法改正法の一部改正)  
**第十六条** 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改定する。  
附則第十五条第二項中「特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十一号)第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)第四条の規定による改正後の商標法第四十条第四項及び第五項」に改める。  
(罰則の適用に関する経過措置)  
**第十七条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞなお従前に改める。

前の例による。  
(政令への委任)  
第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置  
は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第一百七条第一項並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

不正競争防止法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月十五日

参議院議長 倉田 寛之殿

経済産業委員長 田浦 直

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、損害額の算定方式の見直しその他の営業上の利益の侵害に対する救済措置の充実を図るとともに、営業秘密の不正な使用、開示等営業秘密に係る不正競争に対する罰則を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 知的財産関係訴訟の手続における商業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。

二 商業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、商業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めることがないよう、捜査当局においては、的確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「若しくは輸入して」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して」に改め、同項第二号中「若しくは輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同項第十三号及び第十五号中「若しく

は輸入し」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し」に改め、同條に次の二項を加える。

8 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第三条第一項中「を含む」の下に「第五条第一項において同じ」を加える。

第五条第三項を同條第四項とし、同條第一項中「通常」を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項を同條第二項とし、同項の前に次の二項を加え。

第一二条第一項第一号から第九号まで又は第十

五号に掲げる不正競争(同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の

事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。)に関するものに限る。)によって商業上の利益を侵害された者(以下この項において「被侵害者」という。)が故意又は過失により自己の商業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該

物に係る販売その他の行為を行ったとき

に係る訴訟において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡數

量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるとき

は、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第五条の次に次の二条を加える。

(具体的な態様の明示義務)

第五条の二 不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上

ると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第六条の見出しを「書類の提出等」に改め、同條第一項中「に対し、」の下に「当該侵害行為について立証するため、又は」を加え、同條に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的的提示について準用する。

第六条の次に次の二条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第六条の二 不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第六条の三 不正競争による商業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相當な損害額を認定することができる。

第九条及び第十条中「若しくは輸入し」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し」に改め、同條第十三号及び第十五号中「若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同條第二項各号中「又は輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同條第二項各号中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改める。

第十二条第一項中「(第二号)」を「(第一項第七号)」に改め、同條第一号から第四号までの規定中「若しくは輸入する」を「輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する」に改め、同條第二項各号中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改める。

第十四条中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。)に

より、又は管理侵害行為(商業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「商業秘密記録媒体等」という。)の窃取、商業

秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百一十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。)により取得した商業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

四 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、商業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者



官報(号外)

2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第七条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

第五条第一項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第六条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による命令(以下「排除命令」といいう。)は、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載した排除命令書の謄本を送達して行う。

第六条に次の二項を加える。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十九条の三から第六十九条の五までの規定は、前項の送達について準用する。

第八条第一項中「第六条第三項の規定による告示」を「排除命令書の謄本の送達」に改める。

第九条の二中「第四条第一項」に、「その行為を取りやめるべきこと又はこれに関連する公示をすること」を「その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するため必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」に改め、同条に後段として次のように加える。

その指示は、当該違反行為が既になくなつて

いる場合においても、することができる。

第十二条第一項中「三万円」を「五十万円」に改め

る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条

審査報告書  
特定都市河川浸水被害対策法案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年五月十五日

参議院議長 倉田 寛之殿  
国土交通委員長 藤井 俊男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を講ずることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

四、流域水害対策計画の策定に当たり、学識経験者及び住民の意見が十分反映されるよう努めること。

五、都市河川流域における住民に対する洪水等情報的確に伝達され、周知徹底が図られるよう努めること。

六、雨水浸透阻害行為に係る許可、保全調整池に係る届出、必要な助言又は勧告に関して、その実施状況等を踏まえ、適宜見直しを検討すること。

右決議する。

特定都市河川浸水被害対策法案  
右決議する。

国会に提出する。

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第二条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

特定都市河川浸水被害対策法案  
特定都市河川浸水被害対策法

目次

## 第一章 総則(第一条—第三条)

## 第二章 流域水害対策計画等

## 第一節 流域水害対策計画の策定等(第四条・第五条)

## 第二節 流域水害対策計画に基づく措置(第六条—第八条)

## 第三章 特定都市河川流域における規制等

## 第一節 雨水浸透阻害行為の許可等(第九条—第二十二条)

## 第二節 保全調整池(第二十三条—第二十六条)

## 第三節 管理協定(第二十七条—第三十一条)

## 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条)

## 第五章 雜則(第三十四条—第三十七条)

## 第六章 罰則(第三十八条—第四十二条)

## 附則

## 第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域(当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道(以下「特定都市下水道」という。)がある場合にあってはその排水区域(下水道法昭和三十三年法律第七十九号)第1条第七号に規定する排水区域をいう。号)の長が河川法第九条第一項の指定都市を規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合には、当該都道府県知事又は当該指定都市の長をいう。)

3 この法律において「河川管理」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの(第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。)をいふ。

4 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの(第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。)をいふ。

5 都道府県知事は、一の水系に係る一又は二以上の河川法第五条第一項に規定する二級河川につき、区間を限つてこれを特定都市河川として指定することができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

6 前二項の場合において、指定しようとする特定都市河川流域が二以上の都道府県にわたるときは、これらの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(当該特定都市河川流域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、都道府県知事及び当該特定都市河川流域の区域の一部をその区域に含む他の都道府県知事)」とする。

7 第三項(第五項において準用する場合に限る。)及び前三項の規定により都道府県知事が特

防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## (定義)

第一条 この法律において「特定都市河川」とは、都道府部を流れる河川(河川法昭和三十九年法律第一百六十七号)第三十二条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。)であつて、その流域において

著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域(当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道(以下「特定都市下水道」という。)がある場合にあってはその排水区域(下水道法昭和三十三年法律第七十九号)第1条第七号に規定する排水区域をいう。)

3 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。

4 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

5 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの(第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。)をいふ。

6 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第二十二条第一項の規定により指定されるものをいう。

7 この法律において「宅地等」とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しきれないことによる浸水(以下「都市浸水」といふ。)により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

8 この法律において「河川」とは、特定都市河川において、洪水による浸水(以下「都市洪水」という。)又は一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水(以下「都市浸水」といふ。)により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

9 この法律において「都道府県」とは、都道府県(特定都市河川等の指定)

二以上の一級河川につき、区間を限つてこれを特定都市河川として指定することができる。前項の規定により指定する河川の区間は、二級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定するときは、そのうち一の一級河川の連続する区間が、他の一級河川の連続する区間と直接に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間接に接続していなければならない。

2 前項の規定により指定する河川の区間は、二級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定するときは、そのうち一の一級河川の連続する区間が、他の一級河川の連続する区間と直接に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間接に接続していなければならない。

3 前二項の規定により国土交通大臣が特定都市河川を指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を指定しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により指定しようとする区間のすべてが河川法第九条第二項に規定する指定区間内にあるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その特定都市河川及び特定都市河川流域の指定は、都道府県知事が行うものとする。

5 都道府県知事は、一の水系に係る一又は二以上の河川法第五条第一項に規定する二級河川につき、区間を限つてこれを特定都市河川として指定することができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

6 前二項の場合において、指定しようとする特定都市河川流域が二以上の都道府県にわたるときは、これらの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(当該特定都市河川流域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、都道府県知事及び当該特定都市河川流域の区域の一部をその区域に含む他の都道府県知事)」とする。

7 第三項(第五項において準用する場合に限る。)及び前三項の規定により都道府県知事が特

定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8

国土交通大臣は第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下この条及び次条において「河川管理者等」という。)と協議し、その同意を得なければならない。

9

都道府県知事は、第三項(第五項において準用する場合に限る。)及び第四項から第六項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

10

国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項、第三項(第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

11

前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市河川流域の指定の変更又は解除について準用する。

## 第二章 流域水害対策計画等

### 第一節 流域水害対策計画の策定等

(流域水害対策計画の策定)

都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の

区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に

係る特定都市下水道の下水道管理者(以下この条及び次条において「河川管理者等」という。)

は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

被災の防止を図るために対策に関する計画(以下の定めによるものとする。)

一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

三 特定都市河川の整備に関する事項

四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)

六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項

八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

九 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

十 第二項から前項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。

十一 第二項から前項までの規定は、流域水害対策計画を定めようとするときは、あらかじめ

め、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合は、この限りでない。

河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときには、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

関するものを実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができることができる。

<sup>2</sup> 地方公共団体は、前項の規定により当該利益を受ける他の地方公共団体に当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける他の地方公共団体に協議しなければならない。

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第八条 下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために規定する排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、同条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

第三章 特定都市河川流域における規制等

第一節 雨水浸透阻害行為の許可等

(雨水浸透阻害行為の許可)  
第九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、地方自治法第

二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）の許可を受けなければならない。

二 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うこと）をいい、前号に該当するものを除く。）、

三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの（申請の手続）

第十一条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模

二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画

三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)  
第十二条 都道府県知事は、第九条の許可の申請があつたときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準（次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(条例による技術的基準の強化)

第十三条 地方公共団体は、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、前条の政令で定める技術的基準のみによっては特定都市河川流域における浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的基準を強化することができる。

2 市町村（指定都市等を除く。）は、前項の規定により条例を定めようとするとときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならぬ。

(許可の条件)

第十四条 都道府県知事は、第九条の許可に、行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため必要な条件を付すことができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

害行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第九条の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十五条 都道府県知事は、第九条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分を受けたものとみなす。

(許可の処分)

2 前項の処分をするには、文書をもって同項の申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十六条 第九条の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第九条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十一条及び前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項又は第三項の場合における次の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変後の内容を第九条の許可の内容とみなす。  
(工事完了の検査等)

第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

官報(号外)

2 都道府県知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第十一条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地

二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合においては、当該建築物等又はその敷地である土地

4 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

5 何人も、第三項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除外し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

6 都道府県(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合においては、当該指定都市等。次項及び第八項において同じ。)は、第三項の規定による行為により損失を受けた者がある場合には、その損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができ(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可)

第十八条 前条第二項の検査の結果第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為をして行うとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立ての行為区域における雨水浸透阻害行為によること、「第十八条第一項各号に掲げる行為」と、第十五条第一項中「前項」とあるのは「第十八条第一項の許可」と読み替えるものとする。

二 雨水貯留浸透施設(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築等の改築又は除却(雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。)

四 前二号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下水に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつたときは、その申請に係る行為が雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下水に浸透させる機能の保全上支障がなく、かつ、その申請の手続がこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

4 第十三条から第十五条までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第十三条、第十四条及び第十五条第一項中「第九条」とあるのは「第十八条第一項」と、第十三条中「行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する」とあるのは「雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全する」と、第十四条中「雨水浸透阻害行為」とあるのは「第十八条第一項各号に掲げる行為」と、第十五条第一項中「前項」とあるのは「第十八条第一項の許可」と読み替えるものとする。

5 第三条第十一項の規定による特定都市河川流域の指定の変更又は解除により第一項の雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域外に存することとなつた場合においては、当該雨水貯留浸透施設については、前条第三項から第八項まで及び前項の規定は、適用しない。

6 第十九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為であつて第九条の政令で定める規模未満のものをしようとする者は、行為区域における当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するためには、(雨水の流出の増加の抑制)

(監督処分)

第二十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な限度において、第九条、第十六条第一項若しくは第十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第九条又は第十六条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者

二 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項の許可に付した条件に違反した者

四 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為(当該特定都市河川流域の指定の際当該行為を除く。)であつて、行為区域における流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

五 詐欺その他不正な手段により第九条、第十一条第一項又は第十八条第一項の許可を受けた者

六 第二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないとときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができ

る。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行いう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合には、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

## (立入検査)

第二十一条 都道府県知事は、第九条、第十六条

第一項、第十七条第二項、第十八条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (報告の徴収等)

第二十二条 都道府県知事は、第九条又は第十六条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に

係る土地又は当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る雨水貯留浸透施設若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能を保全するため必要な助言若しくは勧告をすることができる。

## 第一節 保全調整池

(保全調整池の指定等)

第二十三条 都道府県知事は、特定都市河川流域内に存する政令で定める規模以上の防災調整池

の雨水を一時的に貯留する機能が当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該保全調整池が存する市町村の長(指定都市等の長を除く。)の意見を聽かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める旨を当該保全調整池が存する市町村の長(指定都市等の長を除く。)及び当該保全調整池の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前二項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

第二十四条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

第一節 保全調整池

一 保全調整池の敷地である土地

二 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

三 保全調整池が設置されている建築物等の改築又は除却保全調整池に係る部分に関するものに限る。

四 前二号に掲げるもののほか、保全調整池があるおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事(指定都市等の長を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を特定都市河川の河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、当該保全調整池が存する下水道の排水区域に係る下水道管理者(次項において「関係下水道管理者」という。)及び当該保全調整池が存する市町村の長に通知しなければならない。

2 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

3 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があった場合において、当該保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 第十五条 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必

要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 保全調整池の全部又は一部の埋立て

二 保全調整池(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築

三 保全調整池が設置されている建築物等の改築又は除却保全調整池に係る部分に関するものに限る。

四 前二号に掲げるもののほか、保全調整池があるおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事(指定都市等の長を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を特定都市河川の河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、当該保全調整池が存する下水道の排水区域に係る下水道管理者(次項において「関係下水道管理者」という。)及び当該保全調整池が存する市町村の長に通知しなければならない。

2 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

3 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 第十六条 保全調整池の保全

第一節 保全調整池

一 保全調整池の敷地である土地

二 保全調整池(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築

三 保全調整池が設置されている建築物等の改築又は除却保全調整池に係る部分に関するものに限る。

四 前二号に掲げるもののほか、保全調整池があるおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事(指定都市等の長を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を特定都市河川の河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、当該保全調整池が存する下水道の排水区域に係る下水道管理者(次項において「関係下水道管理者」という。)及び当該保全調整池が存する市町村の長に通知しなければならない。

2 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

3 指定都市等の長は、第一項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

整池の所有者その他当該防災調整池の管理について権原を有する者は、当該防災調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を維持するよう努めなければならない。

### 第三節 管理協定

#### (管理協定の締結等)

第二十七条 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等(当該保全調整池の敷地である土地(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分)の所有者又は使用及び収益を目的とする権利臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をい

う。次項及び第三十一条において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる保全調整池(以下「管理協定調整池」という。)

二 管理協定調整池の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。

(管理協定の総覧等)

第二十八条 地方公共団体は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から一週間利害関係人の総覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があったときは、利害

関係人は、同項の総覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

#### (管理協定の公示等)

第二十九条 地方公共団体は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の総覧に供するとともに、次に掲げる土地又は建築物等に、管理協定調整池が存する旨を明示しなければならない。

一 管理協定調整池の敷地である土地

二 建築物等に管理協定調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

(管理協定の変更)

第三十条 第二十七条第一項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第三十一条 第二十九条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定調整池の保全調整池所有者等となつた者に対して準用する。

第四章 都市洪水想定区域等

(都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域)

第二十二条 國土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川法第九条第一項に規定する指定区間を除く。)について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間にについて、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、利害

め、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。

2 前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部又は一部をその区域内に含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特定都市下水道の下水道管理者(特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあっては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道管理者)は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定するものとする。

3 前二項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

4 第一項本文又は第二項の規定による指定をした者は、指定後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しなければならない。

5 第一項本文の規定による指定をした者は、指

定による指定の変更について準用する。

6 前二項の規定は、第一項本文又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

第三十三条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項本文の規定による都市洪水想定区域の指定又は同条第二項の規定による都市浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。第三項において同じ。)において、都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものであることを考慮して、都市洪水又は都市浸水の發生又は発生のおそれに関する情報(以下「洪水等情報」という。)の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内外に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、前項に規定する洪水等情報の伝達方法を定めるものとする。

3 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水等情報の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるように努めるものとする。

4 都市洪水想定区域(当該特定都市河川が水防法第十条第二項又は第十条の二第一項の規定による指定を受けている場合にあっては、同法第十条の四第一項に規定する浸水想定区域)を含む。内又は都市浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時ににおける当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(測量又は調査のための土地の立入り等)  
第三十四条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。若しくは第四項の規定による特定都市河川流域の指定又は第二十三条第一項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用することができる。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げはならない。

8 国、都道府県又は指定都市等は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による協議が成立しない場合には、国、都道府県又は指定都市等と損失を受けた者が協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合には、国、都道府県又は指定都市等は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。(権限の委任)

5 第一項から第三項までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により浸水被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第十七条第一項に規定する市町村防災会議をいう。」とあるのは「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間

携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聽かなければならぬ。

### 第五章 雜則

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げはならない。

8 第三十三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、同条第四項から第七項まで、第九項及び第十項(同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四条第一項、同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで(第三十四条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあっては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第四条第一項及び同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入りうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を提出する。この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

### （経過措置）

第三十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条又は第十六条第一項の規定に違反し  
て、雨水浸透阻害行為をした者
- 二 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十四条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

た者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十六条第三項又は第十七条第一項(工事の完了の届出に係る部分に限る)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

- 二 第十七条第五項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第二十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし

た者

部分に限る。)又は第二十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をし

た者

の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第 号)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

- 一 第三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において、準用する場合に限る。)、第十項(同条第六項及び第七項まで(これらの規定を準用する場合を含む。)、第十項においてこれらに規定する事務にあっては、特定都市河川から第八項まで(同条第九項においてこれらに規定を準用する場合を含む。)、並びに第三十四条第一項から第三項まで(第三項まで(これらの規定により都道府県が処理することとされている事務)に規定する事務に限る。)の規定による事務)の規定を準用する場合を含む。)
- 二 第四条第一項及び同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらに規定を準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

た者

審査報告書

附帯決議

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年五月十五日

参議院議長 倉田 寛之殿 国土交通委員長 藤井 俊男

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備の一層の促進を図るため、防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、これに新たに防災公共施設等の整備に関する計画を定めることとし、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区を創設するとともに、申出により宅地から宅地への権利交換を認める多様な権利交換手法により防火施設建築物、防災公共施設等を整備する防災街区整備事業及び防災都市施設の整備のための施行予定者制度を創設する等必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

二、防災街区整備事業の推進のためには、種地が必要であることにかんがみ、国公有地、遊休地等の活用を含め、その確保に十分な配慮をすること。

三、事業を円滑に遂行するため、関係権利者間、とりわけ借家権者の合意形成が図られるよう努めること。

四、事業執行に当たり、借家人及び高齢者等社会的弱者の意向・要望等に十分配慮し、その居住の安定の確保が図られるよう努めること。

五、防災街区整備事業等を円滑かつ積極的に推進するため、プランナー、コーディネーター等の人材を育成・活用するための支援策を講じること。

六、関係権利者、事業施行者、地方公共団体職員等の理解の促進に資するよう、防災街区整備事業等に関する、その分かりやすい解説書、事例集及び運用マニュアル等を作成すること。

右決議する。

一、費用

平成十五年度予算には、密集住宅市街地整備促進事業として国費百五十億円が計上されており、その枠内において、防災街区整備事業に対する補助制度を設け、調査設計計画、土地整備、共同施設整備に要する費用を補助することとしている。

密集中街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例(第百一十六条)	第六目 工事完了等に伴う措置(第二百四十四条第一項)	十二 都市計画施設 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。
第六章 防災街区整備事業 第一節 総則(第百一十七条第一項)	第七目 権利変換手続の特則(第二百五十四条第一項)	十三 都市計画事業 都市計画法第四条第十項に規定する都市計画事業をいう。
第二節 防災街区整備事業に関する都市計画(第百二十条・第百二十二条)	第三節 施行者 第一款 個人施行者(第百二十二条第一項)	六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。
第三節 施行者 第二款 防災街区整備事業組合(百三十二条)	第四款 費用の負担等(第二百六十三条)	四 防災公共施設 密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他政令で定める公共施設をいう。
第四節 延焼等危険建築物に対する措置(第百三十三条第一項)	第五款 雜則(第二百六十七条第一項)	五 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
第五節 防災街区整備地区計画(第百三十四条)	第六款 地方公共団体(第百七十九条)	六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。
第六節 都市基盤整備公団の業務の特例(第百三十五条)	第七款 事業会社(第百六十五条第一項)	五 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
第七節 防災街区整備権利移転等促進計画(第百三十六条第一項)	第八款 防災街区整備推進機構(第二百八十九条)	六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。
第八節 防災街区計画整備組合(第百三十七条)	第九款 雜則(第二百九十三条第一項)	七 第二章 防災再開発方針 第二章 防災街区整備方針に改める。
第一節 防災街区整備地区計画(第百三十二条第一項)	第十款 罰則(第三百一条第一項)	八 第二章 防災再開発方針 第二章 防災街区整備方針に改める。
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画(第百三十四条第一項)	十一款 権利交換手続(二百三十三条)	九 第二章 防災再開発方針 第二章 防災街区整備方針に改める。
第三節 防災街区計画整備組合(第百三十七条)	第十二款 権利交換手続(第二百四十四条第一項)	十 第二章 防災再開発方針 第二章 防災街区整備方針に改める。
第一款 総則(第百四十条第一項)	第十三款 権利交換手續(第二百四十七条)	十一 第二章 防災再開発方針 第二章 防災街区整備方針に改める。
第二款 事業(第四十五条第一項)	第十四款 権利交換手續(第二百四十八条)	十二 都市計画施設 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。
第三款 組合員(第四十八条第一項)	第十五款 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。	十三 都市計画事業 都市計画法第四条第十項に規定する都市計画事業をいう。
第四款 管理(第六十二条第一項)	第十六款 手続の開始(第二百一条第一項)	十四 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
第五款 設立(第八十八条第一項)	第十七款 権利の交換(第二百四十九条第一項)	十五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。
第六款 解散及び清算(第九十七条第一項)	第十八款 権利交換手續(第二百五十七条)	十六 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
第七款 監督(第一百五一条第一項)	第十九款 土地の明渡し等(第二百二十一条第一項)	十七 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
第八款 雄別(第一百十条第一項)	第二十款 都市施設(第二百三十五条第一項)	十八 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。



又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第二百六十八条第二項又は第二百六十九条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第二百六十九条第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百十条 事業組合が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百六十八条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第二百六十八条第二項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第二百七十二条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

四 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

五 第二百七十二条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

六 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

七 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

八 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

九 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

十 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

十一 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

十二 第二百六十八条第一項又は第二百七十二条の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

第百二十一條「二十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第二百八十三条第三項において準用する

都市計画法第八十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百二十二条を第三百八条とし、同条の前に次四条を加える。

第三百四条 第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十二条第一項の規定による認可又は第一百五十七条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く)。

第三百五条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百五十六条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物等若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかった者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十七条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百五十八条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百五十九条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十二条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十三条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十四条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十五条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十六条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十七条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十八条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百六十九条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第三百七十条 第百九十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

おいて「個人施工者等」と総称する。が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 個人施工者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつけ賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 一百四十四条第四項(百五十七条第二項、百六十九条、百七十二条第二項、百八十二条第二項)による認可又は第一百五十七条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く)。

2 一百四十五条第一項後段(百八十四条第一項)による認可。

2 一百六十五条第一項又は百七十二条第二項の規定による認可。

2 一百六十六条第三項(百条第五項において準用する場合を含む)並びに百八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。

2 一百六十七条(百八十四条第一項)による認可。

2 一百六十八条第一項の規定による認可。

2 一百六十九条第一項後段(百八十四条第一項において準用する場合を含む)の規定による認可。

2 一百七十二条第一項の規定による認可。

2 一百七十三条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 犯人又は情を知った第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を輕減し、又は免除することができる。第五章を第十章とする。

2 第百九十九条を第二百九十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第九章 雜則

(不服申立て)

第二百九十三条 市町村長が第十五条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項の規定に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県知事に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 第二百九十三条第二項の規定は、前項の審査請求について準用する。

ができない。

一 第百三十六条规定による認可又は第一百五十七条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く)。

一 第百四十四条第四項(百五十七条第二項、百六十九条、百七十二条第二項、百八十二条第二項)による認可又は第一百五十七条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く)。

一 第百四十五条第一項後段(百八十四条第一項)による認可。

一 第百六十五条第一項又は百七十二条第二項の規定による認可。

一 第百六十六条第三項(百条第五項において準用する場合を含む)並びに百八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。

一 第百六十七条(百八十四条第一項)による認可。

一 第百六十八条第一項の規定による認可。

一 第百六十九条第一項後段(百八十四条第一項において準用する場合を含む)の規定による認可。

一 第百七十二条第一項の規定による認可。

一 第百七十三条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を輕減し、又は免除することができる。第五章を第十章とする。

一 第百九十九条を第二百九十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第九章 雜則

(不服申立て)

第二百九十三条 市町村長が第十五条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項の規定に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県知事に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 第二百九十三条第二項の規定は、前項の審査請求について準用する。



の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域を「壁面後退区域」に改め、第四章第四節中同条を「第百二十六条」とする。

第百四条(見出しを含む。)中「組合」を「計画整備組合」に改め、第四章第三節第八款中同条を「第百二十五条」とする。

第百十三条を削る。

第百十二条第一項中「組合は」を「計画整備組合は」に、「組合の」を「計画整備組合の」に、「第百八十九条第一項」に「組合を」を「第百四十四条」とする。

第百十一条第一項中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条を「第百八十九条第一項」に改め、同条を「第百四十四条」とする。

第百十一条第一項中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条第二項中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条第二項中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条を「第百三十三条」とする。

第百十条第一項中「組合の」を「計画整備組合の」に、「組合を」を「計画整備組合を」に改め、同条第二項中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、「借地権」の下に「(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条を「第百三十三条」とする。

(防災街区整備事業に係る組合員の脱退等についての特例)

第一百十条 第百二十二条第一項の防災街区整備事業の施行の認可を受けた計画整備組合の組合員は、第一百二十八条第一項の規定による認可の公告の日から当該防災街区整備事業の終了の認可についての第一百三十二条第二項において準用する第一百二十八条第一項の規定によ

る公告の日までの間は、第五十六条第一項各号に掲げる事由による場合を除き、計画整備組合を脱退することができない。

前項に規定する期間内に、計画整備組合の地区内の宅地第百十七条第四号に規定する宅地をいう。以下この条及び次条において同じ。)について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を組合員以外の者が承継した場合には、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が計画整備組合の地区内の宅地について有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となっていた宅地に存する既登記の借地権で第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員にならうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

4 第一項に規定する期間内に、計画整備組合の地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について防災街区整備事業に関して有する権利義務は、その組合の「計画整備組合」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「組合の」を「計画整備組合の」に改め、同条を「第百三十三条」とし、第四章第三節第八款中同条の前に次の二条を加える。

(防災街区整備事業の施行地区内における権利処分の特例)

五百十一条 第百二十二条第一項の防災街区整備事業の施行の認可を受けた計画整備組合の組合員は、国土交通省令で定めるところにより、当該防災街区整備事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員にならうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

5 第一項に規定する期間内に、計画整備組合の地区内の宅地について組合員が有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その借地権の目的となつて防災街区整備事業に関して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあってはその借地権の目的となつて防災街区整備事業の施行地区内に防災街区整備地区計画に改め、同号口中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改める。

(防災街区整備事業の施行地区内における権利処分の特例)

五百十一条 第百二十二条第一項の防災街区整備事業の施行の認可を受けた計画整備組合は、国土交通省令で定めるところにより、当該防災街区整備事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該計画整備組合の組合員若しくは当該計画整備組合の組合員にならうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、同項に規定する防災街区整備推進機構が第二百一条第一項に規定する登記があった後に行う前項に規定する権利の移転又は借地権の設定については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

第三十二条第一項中「の土地の区域内」を「内の」に改め、同条第二項第二号中「確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他」の政令で定める施設(都市計画法第四条第六項に規定するを「確保するための防災公共施設」といふ。)を「建築物その他」に改め、「建築物その他」を「建築物等」に改め、同条第三項中「長さに対する割合をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第三十四条第一項及び第三項第一号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第二号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第一号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第二号及び第三号中「組合の」を「計画整備組合の」に改める。

第四十五条の見出し中「組合」を「計画整備組合」に改め、同条第一項中「組合」を「計画整備組合」に、「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第一号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第二号及び第三号中「組合の」を「計画整備組合の」に改める。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(防災街区整備事業)

第四十五条の二 計画整備組合が前条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を防災街区整備事業として行う場合には、計画整備組合を第一百九条第一項の規定により数人共同して施行する防災街区整備事業の施行者とみなして、次章(第百三十条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第百二十七条第三号中「わたっていること」とあるのは、「わ

「促進地区内防災街区整備地区計画」に改める。

第三節 防災街区整備組合

第四十条の見出しを「(防災街区計画整備組合の目的)に改め、同条中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に、「組合」を「計画整備組合」に、「特定防災街区整備地区計画」に改め、「促進地区内防災街区整備地区計画」に、「借地権」の下に「(一時使用のため設定されたものを含む。)」を加える。

第四十一条中「組合」を「計画整備組合」に改め、「防災街区計画整備組合」に改める。

第四十二条第一項中「組合は」を「計画整備組合は」に改め、「防災街区計画整備組合」を「防災街区計画整備組合でない」に、「防災街区整備組合」を「計画整備組合」に改め、同条第二項中「組合でない」を「計画整備組合でない」に、「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改める。

第四十三条及び第四十四条第一項中「組合は」を「計画整備組合は」に改める。

第四十五条の見出し中「組合」を「計画整備組合」に改め、同条第一項中「組合」を「計画整備組合」に、「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同條第二項中「組合は」を「計画整備組合」に改め、「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第一号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同項第二号及び第三号中「組合の」を「計画整備組合の」に改める。



的たる防災施設建築物の部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。)をいう。

八 防災施設建築物の一部等 防災施設建築物の一部及び当該防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分をいう。

九 防災建築施設の部分 防災施設建築物の一部及び当該防災施設建築物の存する防災施設建築敷地の共有持分をいう。

十 借地 借地権の目的となっている宅地をいう。

(施行地区となるべき土地の区域及び施行区域)

第一百八条 施行地区となるべき土地の区域は、密集市街地内に次に掲げる条件に該当する土地の区域又は施行区域内の土地の区域(都市計画事業として施行する場合にあっては、施行区域内の土地の区域)でなければならぬ。

第一次のいすれかに掲げる区域内にあること。

#### イ 特定防災街区整備地区

口 防災街区整備地区計画の区域のうち、建築基準法第六十七条の二第一項に規定する制限と同等以上の建築物の構造に関する防火上の制限及び建築物の敷地面積の最低限度(防火地域が定められている区域においては、建築物の敷地面積の最低限度)が定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの制限が定められている区域

#### イ 特定防災街区整備地区

口 防災街区整備地区計画の区域のうち、建築基準法第六十七条の二第一項に規定する制限と同等以上の建築物の構造に関する防火上の制限及び建築物の敷地面積の最低限度(防火地域が定められている区域においては、建築物の敷地面積の最低限度)

二 当該区域内にある耐火建築物又は準耐火建築物の延べ面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計のおおむね三分の一以下であること。

三 次のいすれかに該当する土地の区域であること。

イ 当該区域内にある建築物で建築基準法

第四十三条、第四十四条第一項、第五十条第五十三条の二若しくは第六十七条の二第三項若しくは第五項の規定又は建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度若しくは壁面の位置の制限に関する同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の規定に適合しないもの(口において「不適合建築物」という。)の数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

口 当該区域内にある不適合建築物の建築面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。

四 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が不健全であること。

五 当該区域を防災街区として整備することが、当該密集市街地における特定防災機能の効果的な確保に貢献すること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者又は借地権者が、株式会社にあっては総株主の、有限会社にあっては総社員の議決権の過半数を保有していること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者が、株式会社にあっては総合以上であること。

四 につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

二 株式会社にあっては、定款に株式の譲渡

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。

一 防災街区整備事業の施行を主たる目的とするものであること。

二 株式会社にあっては、定款に株式の譲渡

定める事項のほか、防災公共施設その他の公共施設の配置及び規模並びに防災施設建築物の整備に関する計画を定めるものとする。

二 防災街区整備事業が定められている場合においては、その都市計画に適合するよう定めること。

一 道路、公園、下水道その他の都市施設に接する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するよう定めること。

二 施行区域が、適正な配置及び規模の防災公共施設その他の公共施設を備えることにより、特定防災機能が確保された良好な都市環境のものとなるよう定めること。

三 防災施設建築物の整備に関する計画は、適切な構造、高さ、配列等を備えた防災施設建築物が整備されることにより、施行区域及びその周辺の密集市街地における特定防災機能の確保及び施行区域における土地の合理的かつ健全な利用が図られるよう定めること。この場合において、施行区域内外に、又は施行区域に接して防災都市施設に係る都市施設に関する都市計画(以下「防災都市施設に関する都市計画」という。)が定められているときは、当該防災都市施設と一体となって特定防災機能の確保が図られるよう定めること。

(都市計画法の特例)

二 地方住宅供給公社は、その住宅の建設と併せて防災街区の整備を行うための防災街区整備事業を実行する必要があると国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社については、都道府県知事)が認めるときは、都市計画事業として当該防災街区整備事業を施行することができる。

二 第二節 防災街区整備事業に関する都

百二十二条 都市計画事業として実行する防災街区整備事業については、都市計画法第六十条から第七十四条までの規定は、適用しない。

二 施行区域内における建築物の建築の制限に関する規定は、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「密集市街地整備法第一百九十二条第二項各号に定める公告」と、「当該告示」とあるのは「当該公告」とする。

官 報 (号 外)

第三節 施行者

第一款 個人施行者

(施行の認可)

第一百二十二条 第百十九条第一項の規定により防災街区整備事業を施行しようとする者は、

一人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しよう

とする者にあっては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そ

の防災街区整備事業の施行について都道府県

知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可の申請は、施行地区

となるべき区域を管轄する市町村長を経由し

て行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による認可

をしようとするときは、あらかじめ、施行地

区となるべき区域を管轄する市町村長の意見

を聽かなければならぬ。

4 第百十九条第一項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)が施行区域内において施行する防災街区整備事業は、都市計画事

業として施行するものとし、当該防災街区整

備事業については、第一項の規定による認可

をもって都市計画法第五十九条第四項の規定

による認可とみなす。ただし、同法第七十九

条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び

第八十九条第一項の規定の適用については、

この限りでない。

(規準又は規約)

第一百二十三条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号の規定によつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 防災街区整備事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるとき

は、施行地区及び工区)に含まれる地域の名稱

三 防災街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 事業に要する経費の分担に関する事項

六 業務を代表して行う者を定めるときは、

その職名、定数、任期、職務の分担及び選

任の方針に関する事項

七 会議に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他国土交通省令で定める事項

(事業計画)

第一百二十四条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行

地区を工区に分けるときは、施行地区及び工

区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計

画を定めなければならない。

2 事業計画においては、国土交通省令で定め

るところにより、防災施設建築敷地以外の建

築物の敷地となるべき土地の区域(以下「個別

利用区」という。)を定めることができる。

3 個別利用区の位置は、特定防災機能の確保

及び土地の合理的かつ健全な利用を図る上で

支障がない位置に定めなければならない。こ

の場合においては、第二百二条第一項の申出

が見込まれる者が所有権又は借地権を有する

宅地の位置、利用状況、環境等を勘案しなけ

ればならない。

4 個別利用区の面積は、第二百二条第一項の

申出が見込まれる者に対して権利交換手続

により所有権又は借地権が与えられることが見

込まれる宅地の地積の合計を考慮して相当と

認められる規模としなければならない。

5 第二百四十三条の規定により公共施設の管

理者又は管理者となるべき者に当該公共施設

の整備に関する工事の全部又は一部を行わせ

る場合には、事業計画において、当該管理者

又は管理者となるべき者の行う工事の範囲を

定めなければならない。

6 事業計画の策定について必要な技術的基準

は、国土交通省令で定める。

(公共施設の管理者の同意)

第一百二十五条 第百二十二条第一項の規定によ

る認可を申請しようとする者は、あらかじ

め、事業計画につき、施行地区内にある公共

施設の管理者及び当該防災街区整備事業の施

行により整備される公共施設の管理者又は管

理者となるべき者の同意を得なければならない

い。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第一百二十六条 第百二十二条第一項の規定によ

る認可を申請しようとする者は、その者以外

に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築

物について権利を有する者があるときは、事

業計画についてこれらの者の同意を得なけれ

ばならない。ただし、その権利をもって認可

を申請しようとする者に対抗することができ

ない者については、この限りでない。

(施工の認可の基準)

第一百二十七条 都道府県知事は、第一百二十二条

第一項の規定による認可の申請があつた場合

において、次の各号のいずれにも該当しない

と認めるときは、その認可をしなければなら

ない。

2 都市再開発法第七条の十三第二項の規定

は、前項の場合について準用する。

(施工の認可の基準)

第一百二十八条 都道府県知事は、第一百二十二条

第一項の規定による認可の申請があつた場合

において、次の各号のいずれにも該当しない

と認めるときは、その認可をしなければなら

ない。

2 個人施行者は、前項の規定による認可の申請

が見込まれる者に対する権利交換手続によ

りて、その権利を有する者との間で該当しない

と認めるときは、その認可をしなければなら

(施行の認可の公示等)

第一百二十八条 都道府県知事は、第一百二十二条

第一項の規定による認可をしたときは、速や

かに、国土交通省令で定めるところにより、

施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行

地区(施行地区を工区に分けるときは、施行

地区及び工区。以下この項において同じ。)そ

の他国土交通省令で定める事項を公告し、か

つ、都市計画事業として施行する防災街区整

備事業については国土交通大臣及び関係市町

村長に、その他の防災街区整備事業について

は関係市町村長に施行地区及び設計の概要を

表示する図書を送付しなければならない。

2 個人施行者は、前項の公告があるまでは、

施行者として、又は規準若しくは規約若しく

は事業計画をもつて第三者に対抗することができ

ない。

3 市町村長は、第二百四十四条第一項又は第

二百六十九条第三項の公告の日まで、政令で

定めるところにより、第一項の図書を公衆の

縦覧に供しなければならない。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第一百二十九条 個人施行者は、規準若しくは規

約又は事業計画を変更しようとするときは、

国土交通省令で定めるところにより、都道府

県知事の認可を受けなければならない。

2 第百二十二条第三項の規定は個人施行者が

事業計画を変更して新たに施行地区に編入し

ようとする土地がある場合に、第二百二十五条

の規定は個人施行者が公共施設に關係のある

事業計画の変更をしようとする場合に、第二百

二十二条第二項及び前三条の規定は前項の規

定による認可について準用する。この場合に

おいて、第二百二十二条第三項及び第二百二

三条第一項中「施行地区となるべき区域」とある

のは施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第一項中「施行地区となるべき区域」とある。



2 市町村長は、前項の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該申請に係る公告をしなければならない。

3 前項の公告に係る施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の公告があった日から起算して三十日以内に同項の市町村長に対し、国土交通省令で定めるところにより、その借地の所有者（借地権者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第一百四十条 都道府県知事は、第三百三十六条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請があつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該申請に係る事業計画を送付しなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当する事実があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により事業計画の送付を受けた市町村長は、政令で定めるところにより、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 当該防災街区整備事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県

2 市町村長は、前項の申請があつたときは、国土交通省令において定められた事項について、当該申請に係る公告をしなければならない。

3 前項の規定による認可により成立する。

4 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるとときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

6 第百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第四項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うものとする。

（認可の基準）

第一百四十二条 都道府県知事は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第四項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。

三 事業計画又は事業基本方針の内容が当該防災街区整備事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

四 当該防災街区整備事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行す

るために必要な他の能力が十分でない

供しなければならない。

第二目 管理

（組合員）

第一百四十四条 事業組合が施行する防災街区整備事業に係る施行地区内の宅地の所有者及び借地権者は、すべてその事業組合の組合員とする。

2 宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなされ、その組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を

3 前項の規定により一人の組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を

4 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって事業組合に対抗することができない。

5 第三項の代表者の解任は、事業組合にその旨を通知するまでは、これをもって事業組合に対抗することができない。

6 第百四十五条 前条第一項に規定する者のほか、定款で定められた参加組合員は、事業組合の組合員となる。

（組合員名簿の作成等）

第一百四十六条 第百三十六条第一項又は第二項の認可を受けた者は、第一百四十三条第一項又は第二項の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに所有者である組合員、借地権者である組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成しなければならない。

2 第百三十六条第一項又は第二項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を事業組合に通知しなければならない。

(組合員の権利義務の移転についての都市再開発法の準用)

第一百四十七条 都市再開発法第二十二条の規定は、事業組合の組合員の権利義務の移転について準用する。

(役員)

第一百四十八条 事業組合に、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 事業組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条までの規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第六項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(総会の組織)

第一百四十九条 事業組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第一百五十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の決定

三 事業計画又は事業基本方針の変更

四 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

五 経費の収支予算

六 予算をもつて定めるもののほか、事業組合の負担となるべき契約

七 賦課金の額及び賦課徴収の方法

八 権利交換計画及びその変更

九 事業代行開始の申請

十 第二百七十七条第一項の管理規約

十一 事業組合の解散

十二 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用)

第一百五十五条 都市再開発法第三十一条の規定は、事業組合の総会の招集について、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十条第五項中「第十一條第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百三十六条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第一百五十二条 第一百五十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地の所有者である出席者の議決権及び施行地区内の宅地の借地権者である出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第百三十八条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

(総会の部会)

第一百五十三条 事業組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関して、第百五十条第八号及び第十号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 都市再開発法第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

(総代)

第一百五十五条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあっては、その役員)のうちから選舉する。

2 総代の任期は、五年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 都市再開発法第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条の規定並びに前条の規定は、事業組合の総会の部会について準用する。(この場合において、同法第三十二条第三項中「組合員が」とあるのは、部会を組織する組合員がと、同項及び同法第三十二条第一項並びに前条中「総組合員」とある

のは「部会を組織する組合員」と、同法第三十一条第六項及び第三十二条第三項中「組合員」とあるのは「部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)

第一百五十四条 組合員の数が五十人を超える事業組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える事業組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とすればならない。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第百五十一条、第一百五十三条第三項及び第一百五十四条第四項において準用する。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第一百五十七条 事業組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

(議決権及び選挙権)

第一百五十六条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

(議決権及び選挙権)

1 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第百五十二条の規定による議決については、前項の規定にかかるわらず、宅地の所有者である組合員として、及び宅地の借地権者である組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地の所有者である組合員及び施行地区内の宅地の借地権者である組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2

百三十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第一百二十五条の規定は事業組合が公共施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第一百一十九条第三項の規定は事業組合が施行地区的縮小又は事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第一百四十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第一百二十二条第二項、第一百四十二条及び第一百四十三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第一百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、及び第一百四十二条第一項中「施行地区」となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第一百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第一百四十二条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」、同条第三項中「事業組合の成立又は定款」と、同条第三項中「事業組合」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について」、第一百五十七条第一項の規定による認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

(経費の賦課徴収)  
第一百五十八条 事業組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて事業組合に對抗することができない。

4 事業組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対しても過怠金を課することができる。

(参加組合員の負担金及び分担金)  
第一百五十九条 参加組合員は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金及び事業組合の防災街区整備事業に要する経費に充てるための分担金を、国土交通省令で定めるところにより、事業組合に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(賦課金等の滞納処分)

第一百六十条 事業組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徵収を申請することができる。  
2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、事業組合のために、地方税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。  
この場合においては、事業組合は、市町村長の徵収した金額の四分の一に相当する金額を当該市町村に納付しなければならない。  
3 市町村長が第一項の規定による申請を受け

た日から起算して、三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、事業組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前一項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 都市再開発法第四十二条の規定は、事業組合の賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第一百六十条第一項」と読み替えるものとする。

(審査委員)  
第一百六十二条 事業組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。  
2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関必要な事項は、政令で定める。

(組合員等の特則)

第一百六十二条 権利交換期日以後においては、事業組合又は参加組合員が取得するものを除き、次の各号に掲げるものは当該各号に定めるものとみなし、事業組合又は参加組合員が取得した第一号に掲げる共有持分は存しないものとみなして、組合員に関する規定を適用する。

2 前項第一号の議決は、権利交換期日前に限り行なうことができるものとする。

3 事業組合は、第一項第一号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 事業組合は、第一項第一号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 第百二十二条第二項の規定は、前項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「施行地区」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、事業組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

2 第百五十条第十号に掲げる事項の議決に係る第百五十二条の適用については、第二百二十二条第五項に規定する指定宅地の所有者又は借地権者であつて施行地区内の他の宅地にて所有権又は借地権を有しないもの(権利交換期日以後においては、個別利用区内の宅地の所有者又は借地権者であつて施行地区内の他の宅地にて所有権又は借地権を有しないもの)は組合員でないものとみなし、同項に規定する指定宅地(権利交換期日以後においては、個別利用区内の宅地)は施行地区内の宅地及び借地に含まれないものとみなす。

二 防災施設建築敷地の各共有持分又は第一百二十二条第一項の規定による地上権の各共有持分又は同号の地上権の各共有持分の割合を乗じて得た数値、それぞれ宅地の地積又は借地の地積

2 防災施設建築敷地の各共有持分又は第一百二十二条第一項の規定による地上権の各共有持分又は同号の地上権の各共有持分の割合を乗じて得た数値、それぞれ宅地の地積又は借地の地積

7 事業組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用)

第一百六十四条 都市再開発法第四十六条から第

四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百六十四条」において準用する都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

第三款 事業会社

(施行の認可)

第一百六十五条 第百十九条第三項の規定により防災街区整備事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第百一十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

3 第百十九条第三項の規定による施行者(以下「事業会社」という。)が施行する防災街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第三百一十二条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(規準)

第一百六十六条 前条第一項の規定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第一百六十七条 第百六十五条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内内

一 防災街区整備事業の名称  
二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称  
三 防災街区整備事業の範囲  
四 事務所の所在地

五 特定事業参加者(第一百七十三条第一項の負担金を納付し、権利交換計画で定めるところに従い防災施設建築物の一部等を取得する者をいう。以下この款において同じ。)に関する事項  
六 事業に要する経費の分担に関する事項  
七 事業年度  
八 公告の方法  
九 その他国土交通省令で定める事項

2 都市再開発法第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。

2 第百六十八条 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第百六十九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第一項」とあるのは、「第一百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

2 第百六十九条 第百二十四条及び第一百一十五条の規定は事業計画について、第一百四十条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、三百一十五条中「第三百二十二条第一項」とあり、並びに第三百四十二条第一項及び第六項中「第三百三十六条第一項又は第三项」とあるのは「第三百六十五条第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号」とあるのは「第三百七十三条第一項の防災施設建築物の一部等の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有する者を特定事業参加者とするようにならなければならぬ。

(認可の基準)

2 第百七十一条 都道府県知事は、第三百六十五条第一項の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、事業会社の名称、防災街区整備事業の名称、事業実行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 第百七十二条 事業会社は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第二百四十四条第二項又は第三百七十二条第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は事業計画の変更)

2 第百七十二条 事業会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で

認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請者が第三百六十五条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。

二 申請手続が法令に違反していること。

三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条において準用する第三百六十五条の規定による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。

四 四項の規定による都道府県知事の命令を含む。に違反していること。

定めることにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第百二十二条第三項及び第一百六十八条の規定は事業会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第一百一十五条の規定は事業会社が公共施設に関する事業計画の変更をしようとする場合に、第一百二十九条第三項の規定は事業会社が施行地区的縮小又は事業に要する経費の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第一百四十条の規定は規準又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第一百二十二条第一項、第一百六十七条及び前条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第一百二十二条第三項及び第一百六十七条第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第一百四十二条第一項中「施行地区となるべき区域」(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、同項ただし書中「次条各号」とあるのは「第一百七十二条第一項において準用する第一百七十条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第一百六十六条第一項第五号の特定事業参加者」と、第一百二十一条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第一百六十七条规定第一項中「所有者及び」とあるのは「所有者並びに」と、第一百七十一条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」とあるのは「第一百六十六条第一項第五号を除く。」のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」と。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区となるべき区域」とする」と読み替えるものとして指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

(負担金等の滞納処分)

2 第百七十四条 事業会社は、特定事業参加者が負担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

3 都市再開発法第四十二条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「事業組合」とあるのは「第一百六十五条第三項の事業会社」と、同条第三項中「事業組合の理事長」とあるのは「第一百六十五条第三項の事業会社の代表者」と読み替えるものとす る。

2 第百六十条第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「事業組合」とあるのは「施行地区となるべき区域」とする」と読み替えるものとす る。

(権利義務の承継についての都市再開発法の準用)

2 第百七十六条 都市再開発法第五十条の十三の規定は、事業会社の合併若しくは分割又は事業会社の施行する防災街区整備事業の全部の譲渡があつた場合の権利義務の承継について準用する。

(審査委員)

2 第百七十七条 事業会社は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断ができる者のうちから、委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に必要な事項は、政令で定める。

(事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲受け)

2 第百七十五条 事業会社の合併若しくは分割又は事業会社が施行する防災街区整備事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第百二十二条第一項及び第三項、第一百七十二条並びに第百七十二条第一項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第百二十二条第一項並びに第百七十二条第一項及び第四号を除く。)及び第百七十二条第一項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第二項の規定は、前項の規定による認可については「施行地区」と、第百七十二条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第百七十二条第一項中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと」と。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区となるべき区域」とする」と読み替えるものとす る。

(施行規程及び事業計画の決定等)

2 第百七十九条 地方公共団体(第一百十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下この款、第一百九十二条第一項第四号、第二百条並びに第二百五十三条第一項及び第四項において同じ。)は、防災街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する防災街区整備事業について事業計画が定められたときは、前項後段の規定による認可をもって都市計画法第五十九条第一項又は第二項の規定による認可とみなす。第百二十二条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程)

2 第百八十一条 施行規程は、前条第一項前段の地方公共団体の条例で定める。

ければならない。

一 防災街区整備事業の名称

二 施行地区(施行地区を工区に分けるとき)

は、施行地区及び工区に含まれる地域の

三 防災街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 特定事業参加者(第百八十五条第一項の

負担金を納付し、権利交換計画で定めるところに従い防災施設建築物の一部等を取得する者をいう。以下この款において同じ。)

六 事業に関する事項

七 防災街区整備事業の施行により施行者が

取得する防災施設建築敷地若しくはその共

有持分、防災施設建築物の一部等又は個別

利用区内の宅地の管理及び処分の方法に関

する事項

八 防災街区整備審査会及びその委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

九 その他国土交通省令で定める事項

3 第百六十六条第二項及び第三項の規定は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百七十三条第一項」とあるのは、「第百八十五条第一項」と読み替えるものとする。

(事業計画の公生)

第百八十二条 地方公共団体は、事業計画を定めたときは、速やかに、国土交通省令で定めることにより、防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

(事業計画)

第百八十三条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、政令で定めることにより、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 第百四十条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは、「第百八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第四項中「都道府県知

事」とあるのは、「第百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第八項中「第百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。

3 第百七十九条第一項後段の規定による認可を申請する場合には、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

4 第百二十四条及び第百二十五条の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同条中「第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と読み替えるものとする。

5 第百二十四条事業計画の変更については、第百七十九条第一項後段及び前三条の規定(国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更について、同条中「第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「とあるのは」「とあるのは」を除く。)を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

6 延滞金は、負担金に先立つものとする。

7 都市再開発法第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

8 第百八十四条 事業計画の変更については、第百七十九条第一項後段及び前三条の規定(国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更について、同条中「第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「とあるのは」「とあるのは」を除く。)を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

9 第百八十五条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体に納付しなければならない。

10 第百八十六条 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。

11 第百八十七条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、その地方公共団体に、防災街区整備審査会を置く。

12 施行地区を工区に分けたときは、防災街区整備審査会は、工区ごとに置くことができる。

13 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもって組織する。

14 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

15 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をできることができる者

16 施行地区内の宅地の所有者又は借地権者

17 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

18 第五百款 都市基盤整備公團等

19 第百八十八条 都市基盤整備公團、地域振興整備公團又は地方住宅供給公社(第百十九条第

に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に第百八十二条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

20 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百四十四条第二項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更についての準用)

21 第百八十四条 事業計画の変更については、第百七十九条第一項後段及び前三条の規定(国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更について、同条中「第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「とあるのは」「とあるのは」を除く。)を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

22 第百八十五条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体に納付しなければならない。

23 第百八十六条 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。

24 第百八十七条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、その地方公共団体に、防災街区整備審査会を置く。

25 施行地区を工区に分けたときは、防災街区整備審査会は、工区ごとに置くことができる。

26 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもって組織する。

27 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

28 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をできることができる者

29 施行地区内の宅地の所有者又は借地権者

30 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

31 第五百款 都市基盤整備公團等

32 第百八十八条 都市基盤整備公團、地域振興整備公團又は地方住宅供給公社(第百十九条第

付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

33 第五百款 都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に第百八十二条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

34 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百四十四条第二項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更についての準用)

35 第百八十四条 事業計画の変更については、第百七十九条第一項後段及び前三条の規定(国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更について、同条中「第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「とあるのは」「とあるのは」を除く。)を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

36 第百八十五条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体に納付しなければならない。

37 第百八十六条 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。

38 第百八十七条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、その地方公共団体に、防災街区整備審査会を置く。

39 施行地区を工区に分けたときは、防災街区整備審査会は、工区ごとに置くことができる。

40 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもって組織する。

41 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

42 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をできることができる者

43 施行地区内の宅地の所有者又は借地権者

44 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。

45 第五百款 都市基盤整備公團等

46 第百八十八条 都市基盤整備公團、地域振興整備公團又は地方住宅供給公社(第百十九条第

五項又は第六項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下「公団等」と総称する)は、防災街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、都道府県知事)の認可を受ければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 公団等が施行する防災街区整備事業については、前項前段の規定による認可をもって都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第一百二十二条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第百六十六条规定第二項及び第三項並びに第八十条第二項の規定は施行規程について、第一百二十四条及び第一百二十五条の規定は事業計画について、第一百四十条(第一項ただし書を除く。)及び第一百四十三条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。

この場合において、第一百六十六条第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第一百八十八条第三項において準用する第一百八十一条第二項第五号」と、同項中「第百七十三条规定第一項」とあり、「第百八十九条规定第一項」とあるのは「第百八十九条规定第一項」とある。

4 第百二十五条の規定は施行規程又は事業計画の変更について、第一百四十条(第一項ただし書を除く。)並びに第一百四十三条第一項及び第四項の規定は施行規程又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 公団等は、前項において準用する第一百四十条(第一項ただし書を除く。)並びに第一百四十三条第一項及び事業計画の変更をもって第三者に対抗することができない。

(特定事業参加者の負担金等)

第一条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもって第三者に対抗することができない。

3 第一項の防災街区整備審査会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第百四十三条第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 事業組合が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

三 事業会社が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

四 事業会社が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

五 公団等が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

2 前項の規定は、次の各号に掲げる防災街区整備事業の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日の翌日以後、施行者が防災街区

整備事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物等に立ち入って測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。

一 個人施行者が施行する防災街区整備事業の施行についての認可の公告又は新た

な施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 事業組合が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

三 事業会社が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

四 事業会社が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

五 公団等が施行する防災街区整備事業

第一項の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

2 第百八十五条第二項の規定は前項の規定により特定事業参加者が負担金を公団等に納付する場合について、第一百八十六条の規定は特定事業参加者が當該負担金を滞納した場合に

定事業参加者が當該負担金を滞納した場合に許可を受けた場合に限る。

地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は、土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいたためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者とならうとする者、事業組合を設立しようとする者若しくは委任した者は、前二項の規定により付した条件に違反した者がいるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物等若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、防災街区整備事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができるものとする。

第百九十五条 施行者とならうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため必要があるときは、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

#### (測量のための標識の設置)

第百九十五条 施行者とならうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため必要があるときは、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

#### (関係簿書の閲覧等についての都市再開発法の準用)

##### 第百九十六条 都市再開発法第六十五条の規定

は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のための関係簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付について準用する。この場合において、同条中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

#### (建築行為等の制限)

##### 第百九十七条 第百九十二条第一項各号に定め

る公告があつた後は、施行地区内において、防災街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物等の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で除し、若しくは試掘等を行う場合について準用)

第百九十三条 都市再開発法第六十二条の規定は、第二百九十二条第一項若しくは第二項の規定により立ち入り、又は前条の規定により伐除し、若しくは試掘等を行う場合について準用)

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第百九十四条 施行者とならうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、第二百九十二条第一項若しくは第二項又は

第三項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をする場合において、防災街区整備事業の施行のため必要な条件を付することができます。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、防災街区整備事業の施行のため必要な条件を付することができます。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がいるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物等若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、防災街区整備事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができるものとする。

5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物等若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてそのまま状回復又は移転若しくは除却を命ぜべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを任せることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した

定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

6 前項の規定により土地を原状回復し、又は却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ提示しなければならない。

7 第百九十二条第一項各号に定める公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物等の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事の承認があつた場合を除き、当該土地、建築物等又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、建築物等又は物件の状況に基づいてのみ、次款の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。

9 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第七項の承認があつたものとみなす。

(防災街区整備事業の施行についての周知措置)

第百九十八条 第百九十二条第一項各号に定める公告があつたときは、施行者は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係権利者に当該防災街区整備事業の概要を周知させるため必要な措置を講ずることにより、防災街区整備事業の施行についてその協力が得られるように努めなければならない。

## (土地調査及び物件調査)

第百九十九条 施行者は、第百九十二条第一項各号に定める公告があつた後、遅滞なく、土地調査及び物件調査を作成しなければならない。

2 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十六条第二項から第六項まで及び第三十七条から第三十八条までの規定は、前項の土地調査及び物件調査について準用する。

この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項並びに第三十七条の二中第三十六条第一項とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第二百九十九条第一項と、同法第三十七条第一項及び第二項中「收用し、又は使用しようとする土地」とあるのは「施行地区内の各個の土地」と、同法第三十七条の二中第三十五条第一項」とあるのは「同法第二百九十二条第一項」と、「同項の」とあるのは「これらの」と読み替えるものとする。

3 土地調査又は物件調査の記載について関係権利者のすべてに異議がないときは、前項において準用する土地収用法第三十六条の規定による立会いは、省略することができる。(土地の使用)

第二百条 地方公共団体又は公團等は、防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却しなければならない建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設その他防災街区整備事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要がある場合においては、当該施設を土地収用法第三条第三十五号に掲げる施設とみなして、同法に定めるところに従い、施行地区外の土地を使用することができます。

## 第二款 権利変換手続

## 第一目 手続の開始

(権利変換手続開始の登記)  
第二百一条 施行者は、第百九十二条第一項各

## 号に定める公告があつたときは、遅滞なく、

登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権につい

て、権利変換手続開始の登記を申請し、又は

嘱託しなければならない。

2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するときは、国土交

通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他の正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

5 権利変換期日前において第百六十三条第六項、第二百六十九条第三項又は第二百七十一項第五項の公告があつたときは、施行者(事業組合にあっては、その清算人)は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出等)

第二百二条 第百二十四条第二項(第二百三十七条第一項、第二百六十九条、第二百八十二条第四項及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画において事業計画に係る宅地の地積が、当該宅地に對応して権利変換計画において政令で定める面積(以下「基準面積」という。)以上の規模の宅地を与えるように定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模以上であること。

6 施行者は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第二百三十六条第一項の規定により設立された事業組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第一百三条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告がいて、同項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部について権利変換計画において当該宅地に対応して個別利用区内の宅地が与えられるべき宅地として指定をし、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部について当該指定をし、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

## 一 事業計画が定められた場合 第百九十二条第一項各号に定める公告(事業計画の変更の認可の公告を除く。)

が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告

三 事業計画の変更により從前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたこと

に伴い個別利用区の面積が拡張された場合

当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告

二 権利変換計画において、第一項の申出に

係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の面積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

4 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、速やかに、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 施行者は、第三項の規定による指定をしたときは、速やかに、当該指定をした宅地(以下「指定宅地」という。)を公告しなければならない。

6 施行者は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第二百三十六条第一項の規定により設立された事業組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

## 一 権利変換計画において、第一項の申出に

係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えないこととなるとき。

二 権利変換計画において、第一項の申出に

係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の面積を超えることとなるとき。

3 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、速やかに、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、速やかに、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 施行者は、第三項の規定による指定をしたときは、速やかに、当該指定をした宅地(以下「指定宅地」という。)を公告しなければならない。

6 施行者は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第二百三十六条第一項の規定により設立された事業組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第一百三条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告がいて、同項の期間の経過後遅滞なく、施行者に対し、国土交通省令で定めるところによ

り、当該宅地、借地権又は建築物について第二百二十二条又は第二百二十二条第一項及び第二項の規定による権利の変換を希望せず、それらに代えて金銭の給付を希望し、又は当該建築物を施行地区外に移転すべき旨の申出をすることができる。

一 事業計画が定められた場合 第百九十一

条第二項各号に定める公告・事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により從前の施行地区外

の土地が新たに施行地区に編入された場合

当該事業計画の変更の公告又は当該事

業計画の変更の認可の公告

三 個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があった場合 当該決定の公

告

て仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。

3 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物の借家権者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)は、第一項の期間内に施行者に対し、第二百二十二条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる。

4 第一項の期間経過後六ヶ月以内に第二百六十六条の規定による権利交換計画の総覽の開始(個人施行者が施行する防災街区整備事業にあっては、次条第一項後段の規定による権利

交換計画の認可。以下この項において同じ。)がされないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項若しくは前項の申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは前項の申出をすることができる。その三十日の期間経過後更に六月を経過しても第二百六十六条の規定による権利交換計画の総覽の開始がされないときも、同様とする。

5 第一項第二号に掲げる場合においては、同号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、同項第一号又は第三号に掲げる場合において同項の期間内に行つた同項又は第三項の申出を撤回することができる。

6 第一項第三号に掲げる場合においては、同号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、同項第一号又は第二号に掲げる場合において同項の期間内に行つた同項又は第三項の申出を撤回することができる。

7 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の申出について準用する。

#### (第一目 権利交換計画)

##### (権利交換計画の決定及び認可)

第二百四条 施行者は、前一条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利交換計画を定めなければならない。

第一項後段及び前二項の規定は、権利交換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

3 第百六十七条の規定は、事業会社が権利交換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

4 第一項後段及び前二項の規定は、権利交換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。

5 施行地区が工区に分かれているときは、権利交換計画は、工区ごとに定めることができる。この場合において、権利交換に関する規定中「施行地区」とあるのは、「工区」とする。

(権利交換計画の内容)

第二百五条 権利交換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

#### 一 配置設計

二 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に對応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の明細及びそれらの価額の概算額

十 第八号に掲げる指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

十一 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に有することとなる権利

十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物の借家権者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)で、当該借家権に對応

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地に對応して与えられることとなる防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細及びそれらの価額の概算額

五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等に関する権利の上に有することとなる権利

七 指定宅地又はその使用収益権を有する者の氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者が有する指定宅地又はその使用収益権及びそれらの価額

九 第七号に掲げる者に前号に掲げる指定宅地又はその使用収益権に對応して与えられることとなる個別利用区内の宅地又はその使用収益権の明細及びそれらの価額の概算額

- して、防災施設建築物の一部について借家権を与えることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 十三 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる防災施設建築物の一部
- 十四 防災施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要
- 十五 施行者が防災施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 十六 第二百二十二条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びそれらの価額
- 十七 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにこれらの価額
- 十八 参加組合員又は第二百六十九条第一項第五号若しくは第二百八十九条第二項第五号(第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定事業参加者(以下単に「特定事業参加者」という。)に与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員又は特定事業参加者の氏名又は名称及び住所
- 十九 第四号、第九号及び前号に掲げるもののほか、防災施設建築敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等及び個別利用区内の宅地の明細、それらの帰属並びにそれらの管理及び処分の方法

- 二十 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項
- 二十一 損害金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
- 二十二 権利交換期日、土地の明渡しの予定期、個別利用区の宅地の整備工事の完了の予定時期及び防災施設建築物の建築工事の完了の予定時期
- 二十三 その他国土交通省令で定める事項
- 二宅地(指定宅地を除く。)の所有者又は借地権者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、これを担保権等の登記に係る権利があるときは、それ別個の権利者に属するものとみなして権利交換計画を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 担保権等の登記に係る権利の消滅について関係権利者のすべての同意があつたとき。
- 二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。
- 三 借地権の設定に係る仮登記上の権利(指定宅地に係るものと除く。)があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなして、権利交換計画を定めなければならない。
- 四 第二百五十三条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該防災施設建築物の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。
- 五 第二百八十二条に規定する者に對して与えられる宅地に関する権利又は建築物(指定宅地に存するものを除く。)に関する権利に關して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利交換計画を定めなければならない。

- 二十一 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項
- 二十二 損害金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
- 二十三 その他国土交通省令で定める事項
- 二宅地(指定宅地を除く。)の所有者又は借地権者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、それを担保権等の登記に係る権利があるときは、それ別個の権利者に属するものとみなして権利交換計画を定めなければならない。
- 二十四 防災施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要
- 二十五 施行者が防災施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 二十六 第二百二十二条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びそれらの価額
- 二十七 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにこれらの価額
- 二十八 参加組合員又は第二百六十九条第一項第五号若しくは第二百八十九条第二項第五号(第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定事業参加者(以下単に「特定事業参加者」という。)に与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員又は特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

- 二十九 第四号、第九号及び前号に掲げるもののほか、防災施設建築敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等及び個別利用区内の宅地の明細、それらの帰属並びにそれらの管理及び処分の方法
- 三十 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項
- 三十一 損害金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
- 三十二 権利交換期日、土地の明渡しの予定期、個別利用区の宅地の整備工事の完了の予定時期及び防災施設建築工事の建築工事の完了の予定時期
- 三十三 その他国土交通省令で定める事項
- 三宅地(指定宅地を除く。)の所有者又は借地権者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、それを担保権等の登記に係る権利があるときは、それ別個の権利者に属するものとみなして権利交換計画を定めなければならない。
- 三十四 防災施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要
- 三十五 施行者が防災施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 三十六 第二百二十二条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びそれらの価額
- 三十七 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにこれらの価額
- 三十八 参加組合員又は第二百六十九条第一項第五号若しくは第二百八十九条第二項第五号(第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定事業参加者(以下単に「特定事業参加者」という。)に与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員又は特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

定められる防災施設建築敷地に建築される防災施設建築物の一部としなければならない。

3 宅地(指定宅地を除く。)の所有者に對しては、その者に与えられる防災施設建築敷地に定められることによる損失の補償として権が設定されることによる損失の補償として定めなければならない。

防災施設建築物の一部等が与えられるよう定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる防災施設建築物の一部等以外の防災施設建築物の一部等は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

5 権利変換計画においては、第二百三条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けている者)に對しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる個別利用区内の宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けている者)に對しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる個別利用区内の宅地を除く。)に権原に基づき所有権が存するよう定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同一条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる防災施設建築物の一部について、借家権が与えられるよう定めなければならない。

(個別利用区内的宅地等)

第二百十条 権利変換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に對しては、それぞれ個別利用区内的宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

2 個別利用区内の各宅地の地積は、基準面積以上でなければならない。  
3 指定宅地の所有者に對して与えられる個別利用区内的宅地は、それらの者が所有する指

定宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況等と當該指定宅地に對応して与えられることとなる個別利用区内の宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況等ができる限り照應し、かつ、その価額と從前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるよう定められる宅地以外の個別利用区内の宅地は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

5 指定宅地の使用収益権を有する者に對して与えられる個別利用区内的宅地の使用収益権は、従前の使用収益権の目的である指定宅地の所有者に對して与えられることとなる個別利用区内の宅地の上に存するものとして定めなければならない。

(担保権等の登記に係る権利)

第二百十一条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき所有権が存するよう定めなければならない。

5 指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、當該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

6 指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、當該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

2 第二百十二条 権利変換計画を第二百六条第一項の基準に適合させるため特別な必要があるときは、第二百九条第二項又は第三項の規定によれば床面積が過小となる防災施設建築物の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、これらの規定によれば床面積が大で余裕がある防災施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。

2 施行者は、前項の過小な床面積の基準を定めようとするときは、権利変換計画の決定又是変更に先立って、政令で定める基準に従い、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て定めなければならない。この場合において、防災街区整備審査会の議決は、第一百八十七条第四項第一号(第二百九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によつて決する。

3 権利変換計画においては、前項の規定により床面積の基準が定められたときは、當該基準に照らし床面積が著しく小である防災施設建築物の一部又はその防災施設建築物の一部

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の平衡を図るために必要があるときは、施行者は、當該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。

3 指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、當該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

3 指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、當該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

2 第二百十三条 第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号の価額は、第二百三十三条第一項又は第四項の規定による三十日期間を経過した日のうち最も遅い日(以下この節において「基準日」という。)における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

2 第二百八条第三項の割合の基準となる宅地の価額は、當該宅地に関する所有権以外の権利が存しないものとして、前項の規定を適用して算定した相当の価額とする。

(防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算額の算定基準)

2 第二百十四条 権利変換計画においては、第二百五条第一項第四号、第九号、第十四号又は第十五号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、防災街区整備事業に要する費用及び基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定)

2 第二百十五条 権利変換計画においては、防災街区整備事業により從前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が國であるときは國に、地方公共團体であるときは當該地方公共團体に帰属し、その

他の新たな公共施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。))として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、(国)に帰属するよう定めなければならない。(権利交換計画の縦覧等)

第二百一十六条 個人施行者以外の施行者は、権利交換計画を定めようとするときは、権利交換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関する権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者は、縦覧期間内に、権利交換計画について施行者に意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、権利交換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 施行者が権利交換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分について更に前三項に規定する手続を行わなければならぬ。ただし、その修正が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもって足りる。

5 前各項の規定は、権利交換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をす場合を除く。)について準用する。

(審査委員及び防災街区整備審査会の関与)

第二百一十七条 施行者は、権利交換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第二百十二条

第二項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出があった場合において、その採否を決定するときについて準用する。

(価額についての裁決申請等)

第二百一十八条 第二百五十五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第七号の価額について第二百一十六条第三項の規定により同条第一項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁決を申請することができる。

2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進行を停止しない。

3 土地収用法第九十四条第三項から第八項まで、第二百三十三条及び第二百三十四条の規定は、第一項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二百一十九条 施行地区内の土地は、権利交換期日において、権利交換計画で定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。この場合において、從前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 権利交換期日において、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第二百九十七条第七項の承認を受けないで新築された建築物及び施行地区外に移転すべき旨の第二百二条第一項

### 第三目 権利の交換

(権利交換の処分)

第二百一十九条 施行者は、権利交換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利交換計画について第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を通知しなければならない。

2 権利交換に関する処分は、前項の通知をすることによって行う。

3 権利交換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

2 権利交換計画で定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

3 第二百五十五条第四項本文の規定により、宅地はその変更(権利交換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する登記所に、権利交換期日その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

2 第二百五十五条第四項本文の規定により、宅地(指定宅地を除く。)に借地権が存するものとして、権利交換計画において当該借地権を有するものとされた者に対して防災施設建築物の一部等が与えられるように定められたときは、当該防災施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみな得する。

3 第二百五十五条第四項本文の規定により、宅地(指定宅地を除く。)に借地権が存するものとして、権利交換計画において当該借地権を有するものとされた者に対して防災施設建築物の一部等が与えられるように定められたときは、当該防災施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみな得する。

2 第二百二十二条 防災施設建築物の敷地となるべき土地には、権利交換期日において、権利交換計画で定めるところに従い、防災施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利交換期日以後第二百四十四条第二項の公告の日までの間は、権利交換計画で定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

3 第二百五十五条第四項本文の規定により、宅地(指定宅地を除く。)に借地権が存するものとして、権利交換計画において当該借地権を有するものとされた者に対して防災施設建築物の一部等が与えられるように定められたときは、当該防災施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみな得する。

2 第二百二十二条 防災施設建築物の敷地となるべき土地には、権利交換期日において、権利交換計画で定めるところに従い、防災施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利交換期日以後第二百四十四条第二項の公告の日までの間は、権利交換計画で定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

4 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利交換計画において防災施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、権利交換計画において定められた防災施設建築物の共用部分の共有持分が同法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は権利交換計画において定められた防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分の割合が同法第二十二条第二項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないときは、権利交換計画中その定めをした部分は、それぞれ同法

(同条第三項において準用する場合を含む。)

四条第四項又は第二百二十二条第一項ただし書の規定による規約とみなす。

五 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物の借家権者(その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者は、権利交換計画で定めるところ従い、防災施設建築物の一部について借家権を取得する。)

六 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項及び国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)第十八条第一項の規定は、適用しない。

第二百二十三条 指定宅地の使用収益権は、権利交換期日以後は、権利交換計画で定めるところ従い、個別利用区内の宅地の上に存するものとする。(担保権等の移行)

第二百二十四条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき所存される建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利交換期日以後は、権利交換計画で定めるところ従い、防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利交換期日までに、第二百三十八条第一項の規定により算定した相当の価額に基準日から第二百十九条第一項の規定による権利交換計画又はその変更に係る公告(以下この条において「権利交換計画公告」という。)の日までの物価の変動に応じる修正率を乗じて得た額に、当該権利交換計画公告の日から補償金を支払う日までの期間につき権利交換計画で定めるところによる利息を付したものと支払わなければならぬ。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。

(権利交換の登記)

第二百二十五条 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、從前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記並びに権利交換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しな

ければならない。

2 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、第二百二十一条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利交換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 権利交換期日以後においては、施行地区内の土地及び第二百二十二条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができる。(補償金等)

第二百二十六条 施行者は、施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利交換期日までに、第二百三十八条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合について準用する。

(補償金等の供託等についての都市再開発法の準用)

第二百二十七条 都市再開発法第九十二条の規定は前条に規定する補償金(利息を含む。)及び過怠金(以下この条において「補償金等」という。)の支払に代えて行う供託について、同法第九十三条の規定は供託された補償金等に当該宅地について使用し、又は収益すること

ができない。ただし、第二百二十八条本文の規定により当該宅地の占有を継続することができる場合は、この限りでない。

(土地の明渡し)

第二百二十八条 施行者は、権利交換期日以後防災街区整備事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地に

存する物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。

(個別利用区の宅地の使用収益の停止)

第二百三十条 権利交換期日以後個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得した者は、権利を有することとなつた者の同意を得ることなく、当該土地を使用することができる。

(工事のための施行地区内の土地の使用)

第二百二十九条 施行者は、権利交換期日以後

のときは、新たに施行地区内の土地について

防災街区整備事業に係る工事のため必要があるとおり当該宅地の占有を継続することができる。

第二百二十四条第一項の公告があるまでは、

当該宅地について使用し、又は収益すること

ができない。ただし、第二百二十八条本文の規定により当該宅地の占有を継続することができる場合は、この限りでない。

(土地の明渡し)

第二百二十九条 施行者は、権利交換期日以後

防災街区整備事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地に

存する物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。

(個別利用区の宅地の使用収益の停止)

第二百三十一条 権利交換期日以後個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得した者は、権利を有することとなつた者の同意を得ることなく、当該土地を使用することができる。

(工事のための施行地区内の土地の使用)

第二百三十二条 権利交換期日において第二百二十九条第一項の規定により失った権利に基づき

請求をした日の翌日から起算して三十日の期

間経過後の日でなければならない。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日の期

間経過後の日でなければならない。

3 第二項の規定による明渡しの請求があつた

土地(從前指定宅地であった土地を除く。)又は当該土地に存する物件を占有している者

は、明渡しの期限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第二百二十六条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 第一項の規定による明渡しの請求があつた土地(從前指定宅地であつた土地に限る。)又は当該土地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでなければならぬ。

5 第二百二十八条本文の規定により建築物を占有する者が施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第二百九十七条第七項の承認を受けないで改築、増築若しくは大修繕が行われ、又は物件が付加増置された部分があるときは、第二百二十九条第二項の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

6 第一項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。  
(土地の明渡しに伴う損失補償)

第二百三十二条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し等の代行及び代執行)

第二百三十三条 第二百三十二条第三項又は第四項の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しなければならない。

1 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

2 施行者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその義務を履行することができないとき。

3 施行者は、前条第二項の明渡しの期限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならぬ。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て定めた金額を支払わなければならない。ただし、第二百二十六条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、損失を受けた者は、収用委員会に土地收用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。

5 第二百二十八条第二項及び第三項並びに第二百二十六条第二項及び第三項並びに都市再開発法第九十二条及び第九十三条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同法第九十二条第三項中「第七十三条第四項」とあるのは、「密集市街地整備法第一百五十五条第四項本文」と読み替えるものとする。

第二百三十三条 第二百三十二条第三項又は第四項の場合は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却するに要した費用を第二百三十二条第三項又は第四項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者から徴収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により市町村長が費用を徴収する場合について準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定により徴収することができないときは、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

4 市町村長は、前項の規定により通知を受けた者が同項の規定により通知された期限を超過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 第五目 防災施設建築物の建築等の特例

### (施行者以外の者による防災施設建築物の建築)

第二百三十五条 施行者は、防災施設建築物(権利変換計画において施行者以外の第二百五条第一項第二号に掲げる者及び参加組合員又は特定事業参加者(次項において「権利床等取得者」という。)がその全部を取得するよう定められたものを除く。)の建築を他の者に行わせることができる。

2 前項の規定により防災施設建築物の建築を行わせる者(権利床等取得者)がその全部を取得するよう定められたものを除く。の建築を他の者に行わせることができる。

3 第二項(第二百五十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)、第二百五十五条第四項及び第二百五十七条第三項の規定にかかるわらず、特定建築者が取得する。

## (特定建築者の公募)

第二百三十六条 施行者は、国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。

2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定防災施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)並びに管理及び処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、かつ、当該防災街区整備事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者としなければならない。

## 一 特定防災施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

## 二 第二百三十九条第一項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。

3 施行者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあっては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合・事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては都道府県知事の承認を受けなければならない。(建築計画等の提出)

第二百三十七条 特定建築者となるとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施行者に特定防災施設建築物の建築計画並びに管理及び処分に関する計画を提出しなければならない。

(特定防災施設建築物の建築等)

第二百三十八条 施行者は、特定防災施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築者に通知しなければならない。

2 特定建築者は、前項の通知を受けたとき

## は、建築計画に従つて特定防災施設建築物を建築しなければならない。

3 前項の場合においては、特定建築者は、当該特定防災施設建築物の敷地を使用することができる。

## (特定防災施設建築物の敷地等の譲渡)

第二百三十九条 特定建築者は、特定防災施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を施行者に届け出なければならぬ。

## 2 施行者は、前項の届出があった場合において、特定建築者が建築計画に従つて特定防災施設建築物の建築を完了したと認めるときは、速やかに、第二百三十五条第三項の規定により当該特定建築者が取得することとなる特定防災施設建築物の全部又は部の所有を目的とする地上権又はその共有持分を譲渡しなければならない。

## (建築計画の変更)

第二百四十条 特定建築者は、建築計画に従い当該特定防災施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、当該建築計画を変更することができる。

## (特定防災施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置)

第二百四十二条 施行者は、特定建築者に対する特定防災施設建築物の建築の促進を図るために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定防災施設建築物の建築の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(公共施設の管理者等による工事)

第二百四十三条 施行者は、政令で定める公共施設の整備に関する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合においては、当該工事の全部又は一部を当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。

## 第六条 工事完了等に伴う措置

## (工事の完了の公告等)

第二百四十四条 施行者は、個別利用区内の宅地の整備及びこれに関連する公共施設の整備に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十九条第一項又は第二百二十三条の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知

定建築者及び特定防災施設建築物の敷地又は当該敷地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に当該敷地を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

4 施行者は、第一項の規定により同項の決定を取り消した場合には、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定防災施設建築物の建築を行わなければならぬ。

## (防災施設建築物に関する登記)

第二百四十五条 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、防災施設建築物及び防災施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

## 2 防災施設建築物に関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

## (報告、勧告等)

第二百四十二条 施行者は、特定建築者に対する権利交換計画において防災施設建築物の一部等が与えられるように定められた者と当該防災施設建築物の一部について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定防災施設建築物の建築の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

## (借家条件の協議及び裁定)

第二百四十六条 権利交換計画において防災施設建築物の一部等が与えられるように定められた者と当該防災施設建築物の一部について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定防災施設建築物の建築の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

## (借家条件の協議及び裁定)

第二百四十七条 施行者は、当事者の一方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

## 2 第二百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

## 3 施行者は、前項の規定による裁定をするとときには、その額

1 貸借の目的

2 家賃の額、支払期日及び支払方法

3 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするとときには、貸借の目的については貸借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃

- 貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。
- 4 第二項の規定による裁定があったときは、当事者間に、裁定で定めるところにより協議が成立したものとみなす。
- 5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。
- 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。
- 7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

- (防災施設建築物の一部等の価額等の確定)
- 第二百四十七条 施行者は、防災街区整備事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、国土交通省令で定めるところにより、その確定した額及び基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者又は施行者の所有する防災施設建築物の一部について借家権を取得した者(第二百九条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう定められたものに限る。)ごとに、防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額、防災施設建築敷地の地代の額又は施行者が負担する防災施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。
- 2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、防災施設建
- 築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、同項の通知を受けた日から起算して六十日以内に、訴えをもってその増減を請求することができる。
- 3 前項ただし書の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。
- (清算)
- 第二百四十八条 前条第一項の規定により確定した防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額これら権利を取得した者がこれらに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した防災施設建築敷地の地代の額と第二百二十二条第一項のただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。
- 2 第二百三十五条第三項の規定により特定建築者が特定防災施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定防災施設建築物の整備に要した費用の額を国土交通省令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第二百三十九条第二項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。
- (清算金の供託及び物上代位についての都市再開発法の準用)
- 第二百四十九条 都市再開発法第一百五条の規定は、前条第一項に規定する宅地、使用収益権又は建築物が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となっていた場合について準用する。

- 2 個人施行者以外の施行者は、第二百四十八条第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。
- 3 前項の督促をするときは、事業組合において定款で定めるところにより、事業会社にあっては規準で定めるところにより、地方公共団体又は公団等においては政令で定めると共に、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は公団等は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 延滞金は、清算金に先立つものとする。
- 6 第百六十条第一項から第四項までの規定は、事業組合の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。
- 7 第百七十四条第一項及び第二項の規定は、事業会社の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

- 8 都市再開発法第四十二条の規定は、施行者の第一項の清算金及び第三項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百五十条第一項」と読み替えるものとする。
- (先取特権)
- 第二百五十五条 第二百四十八条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる防災施設建築物の一部等と同一とあるのは、「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 都市再開発法第七条第一項及び第三項の規定は、前項の先取特権について準用する。この場合において同条第二項中「第一百一条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 都市再開発法第七条第一項及び第三項の規定は、前項の先取特権について準用する。この場合において同条第二項中「第一百一条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 第一百五十二条 防災街区整備事業により施行者が取得した防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地は、公募により賃貸し、又は譲渡しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことができない施設の用に供するため必要があるとき。
- 二 施行地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき建築物を有する者又は施行地区内の建築物について借家権を有する者の居住又は業務の用に供するために特に必要があるとき。
- 三 事業会社が施行する防災街区整備事業にあつては、当該事業会社の株主又は社員の居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。
- 四 施行地区が防災再開発促進地区的区域内にある場合において、当該区域内に宅地、

借地権若しくは権原に基づき建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者であって、当該区域内における他の防災街区整備事業又は市街地再開発事業都市再開発法による市街地再開発事業をいう。)、土地区画整理事業若しくは防災公共施設の整備に関する事業の実施に伴い当該宅地、借地権、建築物又は借家権を失い、かつ、当該権利に対応する権利を与えないものの居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。

## 五 その他国土交通省令で定める場合

2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が防災街区整備事業により取得した防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の管理及び処分については、当該地方公共団体の財産の管理又は処分に関する法令の規定は、適用しない。

## (防災街区整備事業の施行により設置された公共施設の管理)

第三百五十三条 防災街区整備事業の施行により設置された公共施設は、当該公共施設の整備に関する工事が完了したときは、その公共施設の所在する市町村の管理に属する。ただし、法律又は規準、規約、定款若しくは施行規程に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

## 第七目 権利交換手続の特則

### (防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

第三百五十四条 施行者は、第三百七条第三項の規定によらないで権利交換計画を定めるときは、同項の規定にかかるわらず、防災施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利交換計画を定めることができる。

## 2

前項の場合においては、第三百八条、第三百九条第二項後段及び第三項並びに第三百一十二条第一項の規定は適用せず、第三百一十九条第一項中「に借地権」とあるのは「又はその借地権」と、「防災施設建築物の一部等」とあるのは「防災建築施設の部分」と、第三百一十二条第二項中「地上権」とあるのは「防災施設建築敷地」とするほか、この法律の適用について必要な技術的読替えは、政令で定める。(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則)

## 第三百五十五条 施行者は、権利交換期日に生ずべき権利の変動その他権利交換の内容につき、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)又はこれに存する物件に關し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たとき(第三百五十七条第一項前段に規定する場合を除く。)は、第三百五条第二項、第三項及び第四項(指定宅地に係る部分を除く。)及び第二百二十二条(第四項を除く。)及び第三百一十一条第一項の規定にかかるわらず、権利交換計画で定めるところにより、権利交換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

4 第一項の規定による借地権の設定については、地方自治法第三百三十八条の四第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定による借地権の設定については、第三百三十八条の四第一項及び第三百三十九条第一項の規定は、適用しない。

6 第一項の場合におけるこの法律の適用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の場合における権利交換計画においては、第三百四十六条の規定によらないで、権利交換計画を定めることができる。この場合においては、第三百五十六条の規定は、適用しない。

8 前項の場合における権利交換計画においては、第三百三十三条第一項又は第三項の申出をした者を除き、施行地区内に宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者及び当該建築物の借家権者(その者が更に借家権を設定しているときは、防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利が与えられるよう定めなければならぬ。)参加組合員又は特定事業参加者に対しても、同様とする。

## 3

第一項の場合においては、権利交換計画を定めたこととなる防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利の価額の合計がそれらの者が有する從前の権利の価額の合計を著しく超えることのないように定めなければならない。

4 第一項の規定により権利交換計画を定めた場合には、前項の規定により権利交換計画を定めた宅地に係る部分に限る。)、第三百一十三条及び第三百一十四条第二項の規定にかかるわらず、権利交換計画で定めるところにより、権利交換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

5 第一項の規定により権利交換計画を定めた場合には、前項の規定により権利交換計画を定めた宅地に係る部分に限る。)、第三百一十三条及び第三百一十四条第二項の規定にかかるわらず、権利交換計画で定めるところにより、権利交換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

## 第六章 権利交換手続の特則

第一項の規定により権利交換計画を定めた場合には、前項の規定により権利交換計画を定めた宅地に係る部分に限る。)、第三百一十三条及び第三百一十四条第二項の規定にかかるわらず、権利交換計画で定めるところにより、権利交換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

2 第三百五十五条第二項の規定は、前項の場合における権利交換計画について準用する。

3 第一項の規定により権利交換計画を定めた場合には、前項の規定により権利交換計画を定めた宅地に係る部分に限る。)、第三百一十三条及び第三百一十四条第二項の規定にかかるわらず、権利交換計画で定めるところにより、権利交換期日において第一項に規定する者について権利の得喪及び変更を生じる。

4 第三百五十五条第五項の規定は、前項の規定による借地権の設定について準用する。

5 第一項の場合におけるこの法律の適用について必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

## 第三款 個人施行者等の事業の代行

## （事業代行開始の決定）

都道府県知事は、防災街区整備事業について、個人施行者、事業組合又は事業会社の事業の現況その他の事情により個人施行者、事業組合又は事業会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第一百六十八条第二項及び第二百六十九条から第一百七十二条までの規定による監督処分によっては個人施行者、事業組合又は事業会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

都道府県知事は、前項の規定により事業代行の開始を決定したときは、その旨その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

## （事業代行者）

第二百五十九条 事業代行者は、都道府県知事とする。ただし、都道府県知事は、個人施行者、事業組合又は事業会社の施行地区を管轄する市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者と定めることができる。

## （事業代行開始の効果）

第二百六十条 第二百五十八条第一項の公告があつたときは、個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、事業組合又は事業会社の事業にあつては事業組合又は事業会社の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、次条第一項又は第二項の公告があるまでの間、事業代行者に専属する。

## （事業代行終了の公示等）

第二百六十一条 事業代行者は、個人施行者、事業組合又は事業会社の事業の継続が困難となるおそれがなくなったとき、又は第二百四十五条第一項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあっては事業代行を終

了する旨を公告し、市町村長にあってはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。

## 2 都道府県知事は、市町村長から前項の通知を受けたときは、事業代行を終了する旨を公告しなければならない。

## 3 個人施行者、事業組合又は事業会社は、前二項の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならぬ。

（事業組合の債務についての都市再開発法の準用）

第二百六十二条 都市再開発法第一百六十六条及び第一百八十八条の規定は、事業代行をされた事業組合の債務について準用する。この場合において、同条第一項中「施設建築物の一部」とあるのは、密集市街地整備法第一百七十七条第七号に規定する防災施設建築物の一部」と、同条第二項中「第一百一十条第一項」とあるのは、密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

（第四款 費用の負担等）

（費用の負担）

第二百六十三条 防災街区整備事業に要する費用は、施行者の負担とする。ただし、第二百三十五条第一項の規定により施行者以外の者が防災施設建築物の建築を行う場合の建築に要する費用は当該施行者以外の者の、第二百四十三条の規定により公共施設の工事を行わせる場合の工事に要する費用は当該管理者又は管理者となるべき者の負担とする。

（資金の融通等）

第二百六十六条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、防災街区整備事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

## 第五款 雜則

## （借家権者の居住の安定の確保に関する施行者等の責務）

第二百六十七条 施行者は、施行地区内の建築物の借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。

用の一部を負担することを求めることができる。

## 2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団等と地方公共団体とが協議して定める。

## 3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

## （報告、勧告等）

第二百六十八条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、事業組合、事業会社又は市町村に対し、市町村長は個人施行者、事業組合又は事業会社に対し、それぞれその施行する防災街区整備事業において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（第五款 個人施行者に対する監督）

第二百六十九条 都道府県知事は、個人施行者の施行する防災街区整備事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、当該個人施行者に対して、その違反を是正するため必要な限度において、当該個人施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又は当該個人施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利交換期日前に限り、当該個人施行者に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すことができ

物の借家権者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 2 国及び地方公共団体は、施行地区内の建築物の借家権者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる防災街区整備事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

(事業組合に対する監督)

第二百七十条 都道府県知事は、事業組合の施行する防災街区整備事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、当該事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、事業組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、当該事業組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として当該事業又は会計の状況の検査を請求したときは、当該事業又は会計の状況の検査を行った場合において、事業組合の会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、当該事業組合に対し、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第二百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十六条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、事業組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらを組合員の申出に基づき、政令で定めるところにより、これを組合員の投票に付さなければならない。第二百五十五条第三項において準用する同法第二十六条第一項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、事業組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、市町村に対し、その施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく都道府県知事の処分に違反してあると認める場合において、緊急を要するところその他特に必要があると認めるときは、防災街区整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、事業会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は規準、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、当該事業会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、当該事業会社のした処分、変更若しくは停止又は当該事業会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 都道府県又は市町村は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならぬ。

(技術的援助の請求)

3 都道府県又は市町村は、前二項の規定によるとなるうとする者、事業組合又は事業会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、事業組合又は事業会社は市町村長に対し、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ防災街区整備事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

6 事業会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる防災街区整備事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

5 都道府県知事は、事業会社に対する防災街区整備事業の認可を取り消すことができる。事業の施行の認可を取り消すことができる。命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、当該事業会社に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

6 事業会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる防災街区整備事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

第二百七十二条 都道府県知事は、事業会社の施行する防災街区整備事業につき、その事業

り消すことができる。

5 都道府県知事は、第二百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第二百五十三条第三項又は第二百五十四条第四項において準用する同法第三十一条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときは、同様とする。

又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手の処分又は規準、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、当該事業又は会計の状況を検査することができる。

第二百七十二条 都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、防災街区整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、市町村に対し、その施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく都道府県知事の処分に違反してあると認める場合において、緊急を要するところその他特に必要があると認めるときは、防災街区整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

る土地又はその土地に存する建築物等その他の物件について権利を有する者の変更があつたときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は規準、規約、定款若しくは施行規程の規定により從前のこれらの人者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、從前のこれらの人者に対するした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの人者となつた者に対してしたものとみなす。

(土地の分割及び合併)

第二百七十五条 施行者は、防災街区整備事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 施行者は、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたる場合において、権利変換手続開始の登記を申請し、又は嘱託をするときは、あらかじめ、その土地の分割の手続をしなければならない。

(不動産登記法の特例)

第二百七十六条 施行地区内の土地及びこれに存する建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第二百七十七条 施行者は、政令で定めるところにより、公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)あつては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社あつては都道府県知事の認可を受け、都道府県あつては国土交通大臣に、市町村あつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第三十条第一項の規約とみなす。

(関係簿書の備付け)

第二百七十八条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、防災街区整備事業に関する簿書(事業組合にあつては、組合員名簿を含む。以下同じ。)を備え付けておかなければならぬ。

(利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があったときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第二百七十九条 施行者は、防災街区整備事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくして、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書等の提出の期間の計算等)

第二百八十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第三十条第一項の規約とみなす。

(防災都市施設の施行予定者等)

第二百八十二条 防災都市施設に関する都市計画については、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、国の機関又は地方公共団体のうちから、当該防災都市施設に関する都市計画事業の施行予定者(以下この章において「施行予定者」という。)を定めることができ。この場合においては、当該都市計画に併せて第二百八十三条及び第二百八十四条の規定による制限が行われる期間の満了の日(以下この章において「期間満了日」という。)を定めなければならない。

2 施行予定者を定める防災都市施設に関する都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。当該都市計画の変更の案についても、同様とする。

3 施行予定者が定められた防災都市施設に関する都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができない。

4 期間満了日は、施行予定者を定める防災都市施設に関する都市計画の決定又は防災都市計画の変更に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して五年を超えてはならない。

(施行予定者が定められていない防災都市計画施設の区域についての特例)

第二百八十二条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域については、期間満了日までは、都市計画法第五十三条から第五十七条までの規定は適用せず、次条から第二百八十六条までに定めるところによる。

(建築の制限)

第二百八十三条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内において、建築物

の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又は係る土地の区域内においては、適用しない。

2 前項の規定は、都市計画法第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

3 都市計画法第四十二条第二項、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、第一項の規定による許可及び建築の制限について準用する。この場合において、同法第四十二条第二項中「前項ただし書」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条第一項本文」と、同法第八十一条第一項第一号及び第二号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条若しくは同条の規定」と、同項から同条第三項まで及び同法第八十二条第一項第一号及び第二号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条若しくは同条の規定」と、同項から同条第三項まで及び同法第八十二条第一項第一号及び第二号中「都道府県知事又は指定都市等の長」とあるのは「都道府県知事又は指定都市等の長」とあり、及び「国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十一条第一項中「建築物その他」の「工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)」とあり、並びに同項第一号及び同条第四項中「工作物等」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。

(土地建物等の有償譲渡及び買取りについての都市計画法の準用)

第二百八十四条 都市計画法第五十二条の三の規定は、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物等の有償譲渡及び当該施行

予定者による買取りについて準用する。この場合において、同条第一項中「市街地開発事業等予定区域に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示」とあるのは、「密集市街地整備法第二百八十二条第四項に規定する告示」と読み替えるものとする。

(土地の買取請求についての都市計画法の準用)

第二百八十五条 都市計画法第五十二条の四第一項から第三項までの規定は、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地の当該施行予定者に対する買取請求について準用する。

(損失の補償)

第二百八十六条 施行予定者が定められている防災都市施設に関する都市計画について、期間満了日までの間に施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域が変更された場合において、その変更により当該区域外となった土地の所有者又は使用収益権を有する者のうちで当該都市計画の変更があったことにより損失を受けた者があるときは、当該施行予定者は、その損失を補償しなければならない。

2 都市計画法第二十八条第二項及び第三項並びに第五十二条の五第二項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(認可又は承認の申請)

第二百八十七条 施行予定者は、期間満了日の二月前までに、当該防災都市施設に係る都市計画事業について都市計画法第五十九条第一項から第三項までの規定による認可又は承認の申請をしなければならない。

(都市計画事業の認可等に関する処理期間)

第二百八十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の申請を受理した日から二月以内

に、同条の認可又は承認に関する処分を行うものとする。

2 前項の処分に関し、都市計画法第五十九条第五項又は第六項の規定により意見を聽かれた者は、国土交通大臣又は都道府県知事が前項の処理期間内に当該処分を行うことができ

るよう、速やかに意見の申出を行わなければならぬ。

第三章の次に第一章を加える。

第四章 特定防災街区整備地区

(特定防災街区整備地区に関する都市計画)

第三十二条 密集市街地内の土地の区域については、当該区域及びその周辺の密集市街地に

おける特定防災機能の確保並びに当該区域における土地の合理的かつ健全な利用を図るために、都市計画に、特定防災街区整備地区を定めることができる。

2 特定防災街区整備地区は、防火地域又は準防火地域が定められている土地の区域のうち、防災都市計画施設(防災都市施設に係る都市計画施設をいう。以下同じ。)と一体となつて特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき区域その他当該密集市街地における特定防災機能の効果的な確保に貢献する防災街区として整備すべき区域に定めるものとする。

3 特定防災街区整備地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の敷地面積の最低限度  
二 特定防災機能の確保又は土地の合理的かつ健全な利用を図るために必要な場合にあつては、壁面の位置の制限

4 第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係「第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係」を「第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等」に改める。

第三節 防災街区整備方針に即して防災都市計画

口率(建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合をいう。)の最低限度及び建築物の高さの最低限度

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「壁面線との関係」を「壁面線との関係等」に、「第五節 防火地域第六十一条—第六十七条」を「第五節 防火地域(第六十一条—第六六十七条)」を「第五節の二 特定防災街区整備地区(第六十七条の二)」に改める。

第二条第二十一号中「準防火地域」の下に「特定防災街区整備地区」を加える。

第三条第三項第一号中「第四十三条第二項」の下に「第四十三条の二」を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)」を

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。)」に改め、同項

「第四号及び第五号中又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」を、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法に改める。

第二節 建築物が特定防災街区整備地区と特定防災街区整備地区として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、前項の規定を適用する。ただし、その建築物が特定防災街区整備地区外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁以外の部分については、この限りでない。

第三章第五節の次に次の二節を加える。

第五節の二 特定防災街区整備地区

(特定防災街区整備地区)

第六十七条の二 特定防災街区整備地区内にあ

る建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、第六十一条各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

第六十七条の二 特定防災街区整備地区内にあ

る建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物と

しなければならない。ただし、第六十一条各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

第六十七条の二 特定防災街区整備地区内にあ

る建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物と

しなければならない。ただし、第六十一条各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

第六十七条の二 特定防災街区整備地区内にあ

る建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物と

メートル(前条第二項に規定する建築物で同一の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ)以上接する建築物について、条例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限を付加することができる。

第五十二条第三項中「第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項に規定するもの」を「に規定するもの」に改める。

第五十二条第三項中「第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項に規定するもの」を「に規定するもの」に改める。

第五十二条第三項中「第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項に規定するもの」に改める。







「市街地再開発事業」の下に、「防災街区整備事業」を加える。

附則第十二条第二項中「又は市街地再開発事業」を、「市街地再開発事業又は防災街区整備事業」に改める。

附則第二十五条中「改める」を「改め、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める」に改める。

附則第六十三条を次のように改める。

(密集市街地整備法の一部改正)

第六十三条 密集市街地整備法の一部を次のように改定する。

目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を「独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」に、「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

〔第三節 都市基盤整備公団の業務の特例〕を「第三節 独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団は、独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十一年法律第七十一条)に、「公団法」という。)第二十八条を「機構法」という。)第十一条第一項に、「公団法第二十八条第三項各号」を「機構法第二十一条第三項各号」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条第四項中「第一百二十三条」を「第一百二十三条第一項」に改める。

第四十七条第四項中「第一百二十四条及び」を「第一百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第一百十九条第五項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第一百九十九条第五項中「、都市基盤整備公団又は独立行政法人都市再生機構」に改め、「防災街区整備事業の施行による防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百七十二条第一項及び第三項において同じ。」に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

〔第五款 都市基盤整備公団等〕を「第五款 独立行政法人都市再生機構等」に改め。

第一百八十八条第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団等」と総称する」を「都市再生機構等」というに改め、同条第二項、第三項及び第五項中「公団等」を「都市再生機構等」というに改め、同条第一項、第一百八十九条中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第一百八十九条第一項中「公団等」を「都市再生機構等」に改め、同条第二項、第一百八十九条第一項から第三項まで及び第一百九十二条中「機構」を「防災機構」に改める。

第一百八十九条第一項中「公団等」を「都市再生機構等」に改め、同条第二項中「機構」を「防災機構」に改める。

第一百八十九条第一項から第三項まで及び第一百九十二条中「機構」を「防災機構」に改める。

第一百八十九条第一項中「公団等」を「都市再生機構等」に改め、同条第二項中「機構」を「防災機構」に改める。

第一百八十九条第一項から第三項まで及び第一百九十二条中「機構」を「防災機構」に改める。

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(防災再開発の方針に関する都市計画に関する経過措置)

第一条 この法律の施行に際現に第一条の規定に超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第二百五十五条第三項及び第四項中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第二百五十八条第一項、第二百六十八条规定を「第二百六十八条规定」に改める。

第二百六十八条第三項を第三項とし、第二百六十八条第二項を第二項とし、第二百六十八条第一項を削り、同条第二項を削る。

第二百六十四条第一項及び第一項中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第二百五十八条第一項、第二百六十八条规定を「第二百六十八条规定」に改める。

第二百六十八条第一項を第三項とし、第二百六十八条第二項を第二項とし、第二百六十八条第一項の次に次の一項を加える。

第二百六十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二百六十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二百六十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二百六十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二百六十二条第一項及び第三項において同じ。)に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

〔附則〕

してした手続、処分その他の行為とみなす。(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に防災街区計画整備組合という文字を用いている者については、新密集市街地整備法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧密集市街地整備法第二百六十六条第一項の規定により指定されている防災街区整備推進機構は、新密集市街地整備法第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のよう改正する。

第一条第三項中「又ハ大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」を、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を、新密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に改める。

第二条 旧密集市街地整備法の規定により防災再開発の方針に関する都市計画に関する手続、処分その他の行為は、新密集市街地整備法の規定により防災街区整備方針に関する法律により防災街区整備方針に関する都市計画に関する手続、処分その他の行為は、新密集市街地整備法第四十条又ハ密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第一項に改める。

官 報 (号 外)

(地方自治法の一部改正)  
第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七  
号)の一部を次のように改める。

別表第一 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の項の次に次のように加える。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

別表第二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の項の次に次のように加える。	
(平成九年法律第四十九号)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一　都道府県が第一百九十二条第一項、第一百九十七条第一項から第八項まで、第一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二百三十三条第二項、第三項において準用する場合を含む。及び都道府県又は公団等（市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区に係るものに限る。）</p> <p>二　市町村が第一百八十三条第一項（第一百八十四条において準用する場合を含む。）、第一百八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第一百九十二条第一項及び第三項、並びに第一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第一項第四項、第一百三十三条第一項並びに第二百三十四条第一項及び第三項から第五項までこの規定を第一百三十四条第一項第五項に適用する場合を含む。）、第一百三十三条第三項並びに第一百五十一条第六項に適用する場合を含む。）、第一百八十条第二項の規定により処理することとされる事務（都道府県又は公団等（市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区に係るものに限る。）</p>

(地方税法の一部改正)  
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

「第一百九十条第三号」に改める

二 第百八十三条第二項(第一百八十四条において準用する場合を含む。)並びに第二百八十八条第三項及び第四項において準用する第一百四十条第二項及び第一百四十三条第四項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)が行なわれる。

三 第百九十二条第一項及び第三項、第一百四十九条第二項において準用する土地収用法第一百六十六条第一項に規定する場合を除く。)並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)が行なわれる。

三三 第一百四十二条第一項及び第三項、第一百四十九条第二項において準用する土地収用法第一百六十六条第一項に規定する場合を除く。)並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)が行なわれる。

四五 第一百四十二条第一項及び第三項、第一百四十九条第二項において準用する土地収用法第一百六十六条第一項に規定する場合を除く。)並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)が行なわれる。

五五 第一百四十二条第一項及び第三項、第一百四十九条第二項において準用する土地収用法第一百六十六条第一項に規定する場合を除く。)並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項並びに第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項に規定する事務(市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)が行なわれる。

## （租税特別措置法の一部改正 第二条）

**第十条** 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の第一項第八号及び第六十五条の四第一項第八号中「第百六十六条第一項」を「第二百八十九条第一項」に改め、「防災街区整備推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

第十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律  
(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように  
改正する。

「第一条第一項第一号中「百六十一条第一項」を  
「第二百八十九条第一項」に改め、「防災街区整備推進機構及び「規定する土地」の下に「で政令  
で定めるもの」を加え、「第二百十七条第三号」を

平成十五年五月十六日 参議院会議録第一十三号(その一) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

# 官 報 (号 外)

平成十五年五月十六日 参議院会議録第一十三号(その二)

第明治三十五年三月三十日  
種郵便物認可

発行所
二東京一 獨立番都〇
行政四号港五 法人區虎八
國人ノ四門四 立印四丁目
副局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 三三四〇円)